

平成27年決算審査特別委員会会議録（第4日目）

平成27年10月30日（金曜日）

午前10時00分開議

午後 4時15分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

平成26年度一般会計歳出（8土木費～14予備費）

平成26年度各特別会計

平成26年度各企業会計

採決

認定第1号 平成26年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成26年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第9号 平成26年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（17名）

委員 谷口隆徳君

委員 大西陽君

委員 渡辺英次君

委員 松ヶ平哲幸君

委員 遠山昭二君

委員 十河剛志君

副委員長 国忠崇史君

委員 粥川章君

委員 丹正臣君

委員 喜多武彦君

委員 村上緑一君

委員 谷守君

委員 岡崎治夫君

委員 山居忠彰君

委員長 出合孝司君

委員 井上久嗣君

委員 斉藤昇君

出席説明員

市 長	牧野勇司君	副 市 長	相山佳則君
総務部長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君
市立病院事務局長	三好信之君	総務部次長兼 財政課長	中舘佳嗣君
市民部次長兼 環境生活課長	千葉靖紀君	保健福祉部次長 兼福祉課長	田中寿幸君
こども・子育て 応援室長	佐々木幸美君	健康長寿推進室長 兼介護保険課長	米谷祐子君
市立病院事務局 次長兼総務課長	加藤浩美君	経済部次長兼 国営農地再編 推進室長 兼農業振興課長	井出俊博君
建設水道部技監 兼建築課長	工藤博文君	総務課長兼市史 編さん室参事	鴻野弘志君
土木管理課長	五十嵐智君	上下水道課長	藪中晃宏君
市立病院事務局 医事課長	池田亨君	こども・子育て 応援室参事	佐藤洋子君
こども・子育て 応援室参事	藪中洋行君	建築課参事	佐々木誠君
こども・子育て 応援室主幹兼 あけぼの子ども センター長	青木秀敏君	介護保険課主幹	阿部淳君
土木管理課主幹	土田実君	上下水道課主幹	佐藤敏行君
市立病院事務局 総務課主幹	岡田英俊君	財政課主査	藤田昌宏君
上下水道課主査	村田雄大君	上下水道課主査	上總智君

教育委員会 委員長	五十嵐紀子君	教育委員会 教育長	安川登志男君
--------------	--------	--------------	--------

教育委員会 生涯学習部長	菅井 勉 君	教育委員会 生涯学習部次長 兼学校教育課長	村上 正俊 君
教育委員会 生涯学習部次長	水田 一彦 君	教育委員会 生涯学習部次長	漢 幸雄 君
教育委員会 生涯学習部次長	長南 広基 君	合宿の里 推進室長兼 スポーツ課長兼 総合体育館長兼 青少年会館長	加納 修 君
教育委員会 学校教育課主幹	増田 晶彦 君	東高等学校 事務 長	清水 孝幸 君
スポーツ課主幹兼 総合体育館主幹	坂本 英樹 君	教育委員会 学校教育課主査	伊藤 勉 君
スポーツ課主幹兼 総合体育館主査	佐藤 寛之 君		

農業委員会会長	松川 英一 君	農業委員会 事務局 長	小ヶ島 清一 君
---------	---------	----------------	----------

監査委員	吉田 博行 君	監査委員 事務局 長	竹内 雅彦 君
------	---------	---------------	---------

事務局出席者

議会事務局長	石川 敏 君	議会事務局 総務課 長	浅利 知充 君
議会事務局 総務課主査	前畑 美香 君	議会事務局 総務課主事	粕谷 幸広 君

(午前10時00分開議)

○委員長(出合孝司君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

○委員長(出合孝司君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長(出合孝司君) それでは、昨日に引き続き決算審査を行います。

第8款土木費の質疑に入ります。

第1項土木管理費について御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員(大西 陽君) おはようございます。

土木管理費の融雪施設設置事業というのは本市で実施をしておりますけれども、この事業は、必要な資金の貸し付け制度をして、融雪槽、それからロードヒーティング、更にルーフヒーティングを設置する資金として、最高80万まで無利息で貸し付けをするという事業を実施しているわけですが、この事業は平成22年度に1件の対象の貸し付けがありまして、以降、26年度までは実行されておりましたが、この制度が既に一定の役割を終えたのかという判断もあるかというふうに思いますけれども、この要因と、あるいは相談を受けたけれども、この要領等になじまなくて融資ができなかったのかどうか、また、ほかに要因があるのか、あわせて、融雪対策に係る市民のニーズをどう捉えているのかについて、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長(出合孝司君) 土田土木管理課主幹。

○土木管理課主幹(土田 実君) 質問にお答えいたします。

融雪施設設置資金貸し付けは、冬期間の雪処理スペースの確保や、少子高齢化による除雪労力に苦慮している世帯などの冬期間の生活環境の向上を図るため、また、道路への投雪の減少につながる制度として平成10年度から開設しました。本貸し付けの内容については、お話がありましたとおり、無利子融資で限度額80万円、償還期間は5年以内になり、金融機関の融資枠は、預託金額300万円の2倍の600万円まで可能になります。

続いて、貸し付け利用状況は、現在まで総数77件の貸し付けを行っておりますが、制度開始から7年間で69件、貸し付け総数の約9割を占めており、平成17年度以降から年1～2件、平成23年度から現在まで毎年2～3件のお問い合わせがありますが、貸し付け利用がない状況があります。融雪施設設置時に多額な費用を要し、また、灯油や電気料金の高騰なども利用者が減少した原因の一つと考えており、同様な制度を実施している近隣市町村の状況などを調査し、制度の廃止も含め、内容の見直しを検討いたします。

以上申し上げ、答弁いたします。

○委員長(出合孝司君) 大西委員。

○委員(大西 陽君) これまで実行したのが77件でありますけれども、この77件の、いわゆる種

目別、融雪槽、ロードヒーティング、ルーフヒーティング、それぞれ対象があると思うんですが、この種目別と融資額、更に、26年度末の件数と現在の残高、これは当然、種目別も含めてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 五十嵐土木管理課長。

○土木管理課長（五十嵐 智君） 平成26年までの貸し付けの種別ごとなのですが、ロードヒーティングについては35件、そして、融雪槽40件、ルーフヒーティングが2件の計77件でございまして、最終年度は平成22年のルーフヒーティングでございまして、この利用者についても、昨年度繰上償還して今は残高はありません。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 26年度末で、件数、残高もゼロということでしょうか。先ほど答弁でありました預託金の300万ですけれども、この300万については補償金的な性格があるんだというふうに思いますけれども、300万を無利息で銀行に預託をしているわけですね、その点をちょっと確認をしたい。

○委員長（出合孝司君） 土田主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

本貸し付け制度は、預託融資制度を使用しており、市民や事業者など、金融機関から通常の融資よりも有利な条件で資金を貸し入れられるよう、地方公共団体が独自の政策支援を行う上で、地方公共団体、金融機関、信用保証協会などが協力して資金調達の円滑化を図り、低金利、長期融資枠を増やすことを可能とする制度であります。本貸し付け制度は、預託することにより、限度額80万円を無利子、償還期間5年以内の貸し付けができ、融資枠を預託金額の2倍を可能となっております。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 繰り返しますけれども、26年度末で融資残高ゼロですよ。この預託金は今現在どうなっているのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 五十嵐課長。

○土木管理課長（五十嵐 智君） 平成26年度は300万円の預託をして、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの契約であり、預託金は返納されております。そして、今年については160万の預託金であります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 預託金は、いわゆる融資に対する補償金みたいなものですよね。26年度末で融資残高がゼロ、預託金は必要ないのではないのでしょうか。この辺をどう捉えているのかをお伺いしたい。

○委員長（出合孝司君） 土田主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

御質問のありました預託金につきましては、4月1日に預託を行いまして、平成26年度の場合は貸し付けの希望者がなかったことにより、3月末の時点でその預託金が返納されたというような形になっておりまして、今年度につきましても、金額は平成26年度は300万円でありましたが、件数が少ない等により預託金額も下げまして、平成27年度は4件分の160万円の預託金を行いまして、現在に至っている次第でございます。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 言っていることは理解できるのですが、いわゆる先ほど答弁があったように、この制度は一定の役割を終えて、これから廃止も含めた見直しをするということで方針を出しているわけですね。その検討をする途中で、あえて融資残高がないにもかかわらず、4件分の160万ですか、預託金を銀行に積む必要があったかどうかの確認を今お伺いしている。

○委員長（出合孝司君） 五十嵐課長。

○土木管理課長（五十嵐 智君） 毎年、2ないし3件の問い合わせがあります。それで、市民の利用者としては、貸し付け制度ということで、融資ですから返すということでございまして、それで、平成23年以降ない状態でございますので、最低やっぱり2件分、そして、北星信金の融資額は倍でございますので、4件分の貸し付け枠を設定したところでございます。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 何回も申し上げて申しわけありませんけれども、いわゆる貴重な市の財源ですから、単に利息をつけて運用益というか、その果実収益があれば、それは運用の一つとしていいのですけれども、無利息で、あえて残高ゼロに対して、あえて塩漬けになったような状態で160万を積む必要があるかどうかですよ。その辺の見解はどうなのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私からお答えをいたします。

この預託金につきましては、貸し付けの原資の一部として積んでいるわけでありまして。先ほど担当課長より答弁を申し上げましたけれども、今、この制度については見直しを図っているところでありますが、見直しを図っている途中で、もし貸し付け申し込みがあったときに、対応するために、27年度においては160万円、倍額の320万でありますから、4件分を想定して原資を積んだわけでございます。

この制度については、繰り返しになりますけれども、この制度発足からかなりな年数がたったこと、そして、電気料金、灯油代も高騰してきたこと、更には、除雪サービスも充実したこと等々があって、22年以降使用されていないという実態であります。今後のこの制度のあり方について、きちんとした検討をしながら方向性を定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 22年度を最後に、それから実行されていないわけですね。もし希望があ

れば、それに備えてということなのですから、これは過去の4年間ですか、ないわけですから、おのずから想定できるわけですね。

もう少し言いますと、希望があつて融資実行が発生すると、そのときでも預託金を積むことは間に合うのではないのでしょうか。年度初めでないと積めないという何かルールがあるのでしょうか、その辺をちょっと確認したい。

○委員長（出合孝司君） 土田主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

本制度は、金融機関と信用保証協会との協議に基づいて、年度の当初に契約を結んでおります。その1年という期間の預託に対しての、こういった有利な条件による貸し付けが行えるような形になっておりますので、年始の預託が必要になっております。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） いわゆるこれは保証協会との関係ですね、いわゆる債権保全のためということなのでしょうけれども、基本的に最初の話に戻りますけれども、300万預託を積む、そもそもがちょっと理解できないのですけれども、この無利息にする経過というのは市から利子助成をするわけですね、違うんですか、この辺のところを。

○委員長（出合孝司君） 土田主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

この融資制度は、金融機関と市と信用保証協会のほうと、預託をすることによって、通常かかる利子を、お金をお預けすることによって、銀行さんがそのお金を運用可能としまして、その分、通常つく利子を無利子に行う契約をしております。市の負担は、利子は負担もなく、貸し付けの初年度に貸し付け額の3.2%の手数料のみを負担してございまして、実質上、利子自体も、この預託をすることによって無利子というような形で、市も負担していない状況でございます。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 要するに、市を含めた三者で資金を出し合うことによって、その運用益をこの利息に充てるということなのでしょう。

（「はい」の声あり）

○委員（大西 陽君） そういうことですね。その場合、300万を預託をして、その貸し付けの幅というか、上限がこの2倍になるわけですか、600万までということですか、その辺をちょっと確認したい。

○委員長（出合孝司君） 土田主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

お話のとおり、預託金額の倍の金額を、金融機関さんのほうで融資枠として押さえていただくような形になります。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今、担当のほうからいろいろ説明がございましたけれども、いろいろ市では制度資金を持っております。今の場合は、市と金融機関と信用保証協会がそれぞれ原資を出し合って、その運用益を一部に、利息に充てるということでありましてけれども、一般的な制度資金の状況で申し上げますと、例えば、金融機関が100万原資を出して、市が100万原資を出して、総額200万の融資枠を設けるということになりますと、例えば、金融機関が通常で貸し出した場合、金融機関としては1%の貸し出しをするということでありましてけれども、市が100万をそこに積むことによって、全体で200万を0.5%で利息を半分に下げて貸し出しても、それは満額貸し出したとすれば、金融機関自体は、100万の原資で、全体は200万ありますので、利子だけを金融機関に集めたとすると1%の利子がとれると、金融機関は満額な利息を得て、貸出者に対しては利息を半分に抑えられるといったようなことが預託金の意味であります。

今回の場合も、年度の最初にそういったルールを決めて、これは実行額が幾らになるかによって実態は変わってくるわけでありましてけれども、満額貸した場合については、金融機関としてはこれだけの利息が入ってくるといったようなことをルールとして決めて、そして、貸し出す市民の方に年間これだけの利率ですとか、無利息ですとかいう制度をつくらなければならないものですから、そういう意味をもって年度当初に貸し出しの預託金を出すということになっております。

ただ、大西委員、今、再三御指摘ございましたけれども、全く貸し付けのない状態のまま、ただ市が原資として預託金を出して、何年間もそんな状態でいいのかということでございますので、今後、しっかりこの制度の見直しを含めて検討していきたいと、そういうふうを考えております。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 制度としてあるんだということを理解しました。

それで逆に、例えば4年間貸し付け実行がないわけですから、その300万、預託金4年間それぞれ積んで、そのいわゆる原資を主として、三者で市の持ち分として積んでいたわけですが、その運用益というのは還付はあるのでしょうか。実施が、実行をしていないので、貸し付けゼロですよね、それで、4年間の当然運用益が出るはずですね、その還付があるか、どういう整理になっているのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 土田主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

年度の当初に預託を行います、そのときの定期預金の金利の分を、3月末に返金されるときは上乗せをされて返金をされるような契約になっております。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長（出合孝司君） 第2項道路橋梁費から第5項住宅費までについては、通告がありませんので、次に移ります。

第9款消防費については、通告がありませんでしたので、次に移ります。

第10款教育費の質疑を行います。第1項教育総務費について御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 就学援助事業についてお伺いしたいと思います。

就学援助と、それから、生活保護の支給基準が変わったということとの関係についてお伺いしたいと思います。

まず、成果報告書では74ページに昨年度の就学援助の実態について書いてありますけれども、ちょっと数年間さかのぼって、小学生、中学生に就学援助を行った人数と額、それから、いわゆる就学援助率についてデータをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（出合孝司君） 伊藤学校教育課主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

過去5年間の就学援助事業、決算額の推移を申し上げます。

平成22年度、小中学生1,691人中、認定者は397人、決算額は3,186万5,000円、認定率は23.5%です。23年度、1,638人中428人、3,496万2,000円、認定率26.1%、24年度、1,575人中431人、3,739万7,000円、認定率27.4%、25年度が1,508人中409人、3,437万5,000円、認定率27.1%、26年度、1,469人中391人、3,484万9,000円、認定率は26.6%となっております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ここ5年間の就学援助率、大体低いときで23%、高いときで27%、4人に1人を超えているということですね。

それで、たまたま10月7日に北海道新聞で報道がありましたけれども、就学援助率というのが全国的には減少しているんだというんですよ。全国の就学援助率の平均は15.4%、これは2013年ですから、一昨年度の文科省が出したデータなのですから、15.4%が全国平均です。都道府県別で高いのが高知県で25.4%、2番目大阪、3番目山口、この北海道は全国4位の援助率ということです。

この道新の記事によると、この就学援助率が減少した理由としては、経済状況が改善したからだなんて書いてあるのですけれども、道新のいるところでこういうことを言うのはあれですけれども、生活保護の基準が切り下げられたから、それに連動して就学援助率も下がったのであって、景気がよくなったから就学援助率が下がったということではないのではないかと私は思っているのですけれども、士別市としてはそこら辺、経済状況がいいとか悪いとかで、この就学援助率が変わっているというふうに思われますか、どうですか。

○委員長（出合孝司君） 増田学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

ただいまの委員の御質問にありました、生活扶助費の切り下げが要因ではないかという点でございますが、士別市におきましては、現在、生活扶助費を切り下げる前の基準を用いておりますことから、実際に士別市としての認定率としても、昨年で26.6%と高い水準を満たしているという観点からも、経済状況が悪化したという部分が要因であり、扶助費の切り下げについての要因という部分についてはないものと考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 確かに、士別地区の景気がよくなっているという話もないし、生活保護に連動するこの就学援助というものの性格を考えなければならないと思うんですよ。一昨年のこの決算委員会で、ちょうど十河剛志委員がこの生活保護と就学援助の連動について聞いているんですよ。士別市の答えとしては、生活保護基準の引き下げ前の基準で判定していきますというふうに答弁されています。

次に聞きたいのが、不用額が出ているということです、不用額調によると、19ページであるのですが、就学援助認定者数等の減で26万9,000円が不用額として出ているのですが、これ認定率は結構な、4人に1人という数字でずっと来ているのだけれども、就学援助認定者数等の減で26万9,000円余ったというか、不用額が出たということについて、この要因についてお聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

26年度決算、26万9,000円の不用額についての生じた理由ですけれども、就学援助の予算なのですが、昨年度の支給の実績等を参考に予算を作成しておりますけれども、認定者総数が予算と比較し、10人程度減となったこと、また、就学援助の支給項目のうち、体育実技用具の援助がございますけれども、これが小学1年生から3年生、4年生から6年生、中学1年生から3年生の、それぞれ3年に1回スキー用具を支給しております。この3年間のうち、どの年度で申請をされるかということについて、それぞれ保護者が児童・生徒の成長などに合わせて申請をしていただくことがありまして、その把握が難しいといったことがございます。

また、修学旅行費については、小学6年生、中学3年生の児童・生徒を対象に援助をしておりますけれども、それぞれ1人当たりの支給単価というものが、旅行ですので大きいものになりますので、この支給対象者が当初予定した人数よりも下回ったこと、こういったことが不用額が生じた大きな要因と考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今答弁いただいたように、スキー用具を支給するというのは、この地方独特というか、北海道は大体そうだと思うのですが、就学援助する中で体育実技用具でス

キーを、ある程度選んでもらって、スキーとスキー靴について就学援助をしなければならないということで、その特殊性から、そのスキーを買った被援助者が多い年は援助額もちょっと膨らむ傾向があるという認識でいいですね。

それで、私としては、この就学援助、やっぱり土別の現状というのが大変なので、何とか乏しい財源でありながら頑張って援助していきたいと思うんですけども、申請するときの工夫というか、やっぱりなかなか申請をためらう方もいるのかなとは思うんですけども、申請しやすくするために、学校とか、教育委員会としては、どういう取り組みをしているかについてお伺いしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

就学援助の申請についてでございますけれども、この就学援助については、保護者の申請をもとに毎年度判定をしております。援助を必要とする保護者に制度をお知らせする、こういったことも重要ということで、既に小・中学校に在籍をしている児童・生徒の保護者に対しましては、毎年1月中旬に、学校を通して全児童・生徒の保護者に就学援助に関するお知らせ文を配布させていただいております。

また、小学校への新入学児童の保護者に対しましては、各小学校で毎年2月初旬に開催をしております一日入学、こういった機会を通して、在校生と同じく全児童の保護者にお知らせ文を配布して周知しているところです。お知らせ文では、認定の要件ですとか、援助の項目、認定の目安といった、そうした所得額などを記載をして、申請がしやすい環境になるよう努めているところです。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 私の実感として、毎日、保育園の園児の親の会話を聞いていると、特に来年春に入学する子を持つ親御さんにしたら、今この時期というのは、もうランドセルを買ってあげる、学習机を買ってあげる、おじいちゃん、おばあちゃんが出してくれるんだという人もいますけれども、やっぱり小学校に入るといときに物すごくお金が心配なんですよ。

なので、今答弁いただいたように、いろいろな一日入学とかの機会に言っていただくのもいいとは思うんですけども、ぜひ保育施設だとか、幼稚園だとか、そういうところにもこういうことを、就学援助があるんだよというのはお知らせいただきたいと思ひますし、なるべく、きのう松ヶ平委員が、そういう行政の申請についてという話をされていましたが、申請しやすく一層取り組んでいただきたいと思ひますが、そういう未就学児についての広報を強めていっていただきたいと思ひますが、その点コメントいただけますか。

○委員長（出合孝司君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

周知につきましては、市のホームページも申請書ですとか、記入例ですとか、そうしたこと

を含め掲載をしているのですけれども、そのほか、教育委員会のほうに未就学児童の保護者の方から、例えば、お電話ですとか、訪問していただいて、お問い合わせがあった際にはお答えをさせていただきたいと思っておりますし、また、施設のほう、保育園ですとか、幼稚園のほうで、先生が保護者の方からそうした就学援助に関する問い合わせですとか、そうしたものをいただいたということでお話をいただけましたらば、こちらのほうからそうした申請の書類ですとか、関係書類を園のほうにお持ちをしてお配りいただくですとか、そうしたこともさせていただいて周知を進めていきたいと、そんなふう考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） この場で何度か申し上げますけれども、保育園、幼稚園と、いわゆる福祉行政というんですか、の結びつきというのは結構強くて、学童保育なんかの申し込みは早くしましうみたいな、申込書とかチラシというのは早く来るんですよ。やっぱり保育園へ通っている子供は、学校へ行ったら放課後、児童館に行かなければならないので、その申し込みはするのですけれども、やっぱり保育関係と教育行政との、ここでやっぱり親御さんもちょっと不安を感じるし、それこそ切れ目のない支援をするという意味では、いわゆるよく言われる小1ギャップというのを経済的にもなくすし、保育時間とか、そういうものも含めて、時間的なギャップもなくすということで、ぜひお願いしたいと思います。

最後にお聞きしますけれども、2年前に十河委員のほうから就学援助の認定基準について質問があって、先ほど旧基準でいくんだと、26年度はそれでいきましたということなののですけれども、今年度、来年度、就学援助の認定基準については、新しいその生活保護の、引き下げられた基準ではなくて、以前どおりの基準に連動するという事でよろしいですか。それについて見通しを言っていたらと思います。

○委員長（出合孝司君） 増田主幹。

○学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

本年度の基準におきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成25年8月の、以前の旧基準を用いたところでありまして。来年度以降の見通しにつきましては、本年8月に北海道より、見直しによる影響が及ばぬよう各市町村において適切に対応するようにとの通知もありましたことから、次年度におきましても見直しは行わないこととの予定でございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 第2項小学校費については、通告がありませんでしたので、次に移ります。

第3項中学校費について御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 決算審査特別委員会のときに、私も、議員は補助金、契約、その他の関係書類、調書を調査できるということで、私も大体毎年その手の書類を調査をさせていただいているのですけれども、今回、特に契約の関係でいくと、これは調査業務なののですけれども、

落札率が100%ということになっていたのですが、ちょっと気になって調査をさせていただきましたので、この入札、契約に関しての、きのうの続きになってしまうかもしれませんが、これに限っての質問をさせていただきたいと思います。

今回調査をしたのは、南中学校屋体つり天井調査業務でありまして、7月17日に入札を行い、予定価格140万円に対して、先ほど言いましたが、落札価格が140万で100%でした。これが旭川の事業所が落札して行った事業であります。この140万円の予定価格の委託業務なのですが、今回、まず指名の段階で6社指名をしています。この金額からいくと、5社以上ということになっているので、6社で悪いことはないのですが、予定価格も少額であって、しかも、士別外の事業所をわざわざ6社指名した理由は何なのかなということを含めて、あわせて、恐らく士別業者は該当にならなかったからだと思うのですが、市内業者が指名されなかった理由、2点をお聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 藤田財政課主査。

○財政課主査（藤田昌宏君） お答えいたします。

学校施設における天井等の落下防止対策につきましては、平成25年に建築基準法施行令が一部改正となりまして、つり天井部分の耐震化も図るよう国からの指導があったことから、26年度以降におきまして調査を順次実施しているところでございます。

指名業者数の部分であります。その点につきましては、競争入札参加資格及び指名基準で定める部分で1,500万円以上は6社以上、1,500万円以下は5社以上の指名というふうになっておりますが、今回の業務につきましては、市で過去に類似する業務実績、施工等の実績等がなかったことがございまして、学校関連の耐震調査で実績のある6業者を選定し、指名したものでございます。

以上になります。

○委員長（出合孝司君） 藤田主査。

○財政課主査（藤田昌宏君） すみません、市内業者の選定の部分について説明させていただきます。

ただいま説明したとおり、今回の業務につきましては、市内業者につきましては、建築設計の部分で1社登録業者がございましたが、学校の設計に携わったことがなかったこと、また類似する耐震業務についての実績がなかったことから、選定に至らなかったところでなっております。

以上になります。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 学校施設の耐震化に向けての工事だということで、その耐震の実績のあるということで6社を指名したということなのですが、実は、この入札の記録結果を見ますと、140万の予定価格に対して落札は140万で100%、6社のうち入札の一番高かったところが431万と、実に予定価格の3倍の札が入っているんです。これはこの業者が勘違いしたの

かなということも思われるのですけれども、2番目に高かったのが290万の札で、これも2倍なんです。普通、140万の予定価格に対して、今ほど答えがあったのですけれども、実績があるという会社が、この140万の予定価格の少額の工事に対して、3倍、4倍の札を入れるというのは通常で僕は考えられないと思うんですけども、極めて不自然だというふうに思います。

この入札に対して、こういう高額、異常に高いところの札を入れた事業者に対して、入札、終わった後からでも、そういう聞き取りは行ったのでしょうか。先ほど言いました、仕様書に不備がなかったのか、だから、2倍とか3倍とかという札を入れたのではないかということになれば、うちの仕様書自体に問題があったという判断にもなると思うんですけども、こういう場合に、異常に高かった場合というのは、入札後に聞き取りなんかはしているのかどうかをお聞きをしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 佐々木建築課参事。

○建築課参事（佐々木 誠君） 今回、6社のうち2社が予定価格を大幅を超える応札があり、その調査、確認については、契約事務に関する規則に定めがないことから行っておりません。そこで、建築関係の業務委託の積算は、国、道の積算基準に準じて積算をしているところですが、このような非構造部材、耐震化調査の歩掛が国、道にないことから、今回は小・中学校の設計の実績のある3社から見積もりを行い、それをもとに積算をしております。

設計内訳は、調査に必要な業務内容にかかわる人工数を求め、直接人件費に諸経費及び技術経費を加算して、委託料を算出しております。技術者の単価及び諸経費及び技術経費の考え方は、国土交通省で公開をしております。本業務内容については、仕様書及び図面で内容を示して、数量の公開は工事と異なり行っておりません。

そこで、入札価格にばらつきがあった要因としましては、小・中学校の屋内運動場、つり天井の調査が本格的にスタートしたのは、建築基準法施行令が改正になった平成25年度からでございます。実績が少ないため、調査にかかわる技術者の人工数算出にばらつきがあったためだと考えております。

なお、入札の際には、見積もり能力のない不適格業者排除及び談合、ダンピング受注の防止を目的に、積算内訳書の提出を義務づけております。また、工事の入札の場合などには、設計当初に示された施工条件と積算内訳書が一致しない場合、ダンピング受注が疑われる場合には確認をしております。なお、低入札価格制度については、委託業務を平成27年度から適用しております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 見積もりを3社からとってと、でも、最初の答弁で実績のある6社と言っているじゃないですか。何でだからあえて、実績ある会社を6社指名したんですよ。25年度から、実績がないから今年度はばらつきが出たといったら、最初の答弁と違うじゃないですか。実績があるから6社を指名したのでしょうか。でも、実際に入札やったら、25年度からやって、

経験がないから入札価格に札にばらつきが出たといったら違うじゃないですか。

それで、そのばらつきが出た段階で、先ほど言いました、最低価格のときは聞き取りをします。規約がないんだということで、高くても聞き取りをしないということになれば、もう一つ想像つくのは、はなからこの工事はできないんだと、それは自分が技術ないのか、自分の会社が今仕事いっぱいできないんだと、だったらいいやというので、とる気がなくてこの数字を入れてくるのかということになれば、これは極めて誠意ない事業所ですよ。本来、ここで6社を指名した中では、信用度、工事成績、技術的適正であるということで6社を指名しているのですから、そういうことになれば、もっと指名業者も真剣に選定をしていかなければいけないんじゃないか、指名する段階で随分大ざっぱに指名しているんじゃないかということからいけば、これはまた続く、この調査業務は、今年もあって来年も、また後から言いますけれども、そういう意味でいったら、極めて、わざわざ6社まで指名する必要はなかったんじゃないか、ちょっと感じ方が違うのですけれども、何でわざわざ6社を指名したかと、実際、この札の価格で2倍、3倍、ちょっと2回目の答弁はちょっと僕は納得いかないの、もう1回お願いいたします。

○委員長（出合孝司君） 佐々木参事。

○建築課参事（佐々木 誠君） 指名業者のことですけれども、実績のある業者というのは、小・中学校の設計に関して実績のある業者を指名したということで、今度、非構造物の、つり天井の調査は25年度から始まっていますので、中には非構造部材の調査に関しては実績のない業者がいるということです。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 実績ない会社を何で6社も指名するんですか、5社でよかったじゃないですか、と思います。

それで、6社で悪いということはないので、ただ、結果的にはこんな差も出たということなんだけれども、実は、この工事、さっきも言いました、今年もやっています。予定価格は140万でなくて152万円です。また、26年度と同じように、今年もこの6社を指名して、予定価格152万ですが、落札価格が140万、26年と同じ事業所が落札しているんです。140万で続けて同じ業者が落札したということについては問題はありませんけれども、ただ、この6社がワンセットなのかと、極端に言うと、この工事は来年もまたあるはずなんです。規模によっても違うかもしれないけれども、またワンセットのごとく6社を指名して、また落札価格140万としたということになるのか、こういうことを繰り返していくと、談合情報だということにつながりかねないので、1つは、こういう工事、だから、僕は言ったのだけれども、5社でいいなら5社で、6社があるのだったら5社で回して行って、翌年、指名業者も変えていくということも必要んじゃないかと、1つ同じようにワンセットのごとく毎年繰り返して行って、毎年この業者が落とす、毎年落札価格が140万ということにならないように、しっかり指名の段階から

僕はもっと注意を払うべきだと思いますし、1つは、そんな2倍、3倍の札を入れても、学校に携わっている業者なら、そんな2倍、3倍の札なんか普通は入らない。それだけ逆に言うと、これ士別のだからいいんだというふうになめられたかもしれない。もっと言えば、ワンセットで6社を指名し続けると、まさしく、先ほど言ったのだけれども、談合になりかねないという場合もあるので、こういう場合の指名の段階から、もう少し、基準とまでは言わなくても、気を使うべきではないかと思えますけれども、考え方を教えていただきたいと思えます。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 今回、5社以上の基準において6社を指名した理由につきましては、耐震の実績がある、なおかつ学校施設関連の実績があるということで、市外ではありますけれども、6社があったということで指名したところであります。実際に、26年度から本格的につり天井の工事が始まりまして、携わっている業者がまだそれほど数が多くないという現状でございます。そういった意味では、指名基準の中にも、そういった工事成績なり、実績というものがありますので、そういった実績を積んだ業者は今後増えてくることは想定しておりますので、そういったものを踏まえて、今後、指名委員会等で決定していくという考えであります。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） もう1回繰り返しますけれども、1つの同じような業務を、同じような業者限定で、6社なら6社を繰り返しのよう指名していくのは、これは僕はやめてほしいと思うんですけれども、6社しかなかったら別ですよ、でも、6社しかなかったら5社でいいじゃないですか、1社ずつかえていけばいいのだけれども、これはまた来年も再来年も続く工事ですよ。だから、6社をし続けるのですか、指名を、ちょっとこの確認だけお願いします。

○委員長（出合孝司君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今、次長から申し上げたとおり、今回6社ということで、その理由については、松ヶ平委員の御指摘では、5社でいいのであれば、その5社を選定すべきというお考えですけれども、私どもとしては、初めてのケースということもありましたので、いわば耐震の実績ですとか、そういう状況を踏まえた中で、できるだけそれは、今、6社あったものですから、それであれば、6社の中でやはり入札をするということが、これは選択の一つとしては、その手法も、直接的なつり天井の調査という実績がないだけに、そういう手法もあったのではないかとということで、26年度については考えております。

ただ、御指摘のように、本年度のことで申し上げますと、やはりその中でその後の実績はどうか、これは他市でも今事例として、実際につり天井の調査というのは動き出していますので、そういった中でいいますと、もう少し、おっしゃるように5社を選定する、あるいはほかを含めてどうなのかということで配慮すべき点もあったかと存じますが、そのうちまた、現状で確認をしますと、つり天井の調査をしている実績の会社もまた増えているようでありますので、今後においては、私どもに指名が予定されている業者、その中では、例えばこれが仮に

市内でも可能だというようなどころがあるかないかも含めまして、今後においては、より広げる中で、要は同じところの業者を繰り返し選定するような、そういった誤解を招くようなことはしていかないように整理をしまいたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 次に、第4項高等学校費について御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 士別東高校の運営ということで、昨年の25年度の決算審査特別委員会でも質問をさせていただきまして、また東校かと思われているかとは思いますが、今後の必要性とか、今後の健全運営のことを考えると、いささかまだ不安も残っている状態でありますので、この際、質問をさせていただきたいと思います。

まず、そこで、昨年度の質疑の際の御答弁の中から少し幾つか読ませていただきたいのですが、まず、私が特色を持った学校運営をしていただきたいということに対しての御答弁で、東校だからできる教育、東校でしかできない教育、東校で学んでよかったと思ってもらえる学校を目指し、一人一人を大切に教育にいそしんでいるということでした。

そういったことを踏まえまして、昨年度、平成22年度から25年度の生徒数の推移ということでお伺いしましたので、今回は、26年度、生徒の数がどのようになったか、まずお知らせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 清水東高等学校事務長。

○東高等学校事務長（清水孝幸君） お答えいたします。

平成26年度生徒数でございますが、16名となっております。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 平成22年度が42名、23年度が22名、24年度が23名、25年度は20名、そして、今御答弁いただきました、26年度は16名ということで、また若干数生徒数は減ったのだなと今思いました。

そこで、昨年度、全面的に学校運営をしていくためにPRしたほうがいいんじゃないかという御提言をさせていただいたのですが、26年度運営に当たって、何か学校の生徒数確保のためにPRしてきたようなことというのはございますか。

○委員長（出合孝司君） 清水事務長。

○東高等学校事務長（清水孝幸君） お答えいたします。

まず、昨年度まで年4回、上士別町内へ配布していました学校通信、こちらは120部でございましたが、27年3月から市内新聞販売店の協力を得て、市内全域に新聞折り込みにて計6,000部を配布することといたしました。今年度につきましては、年間発行回数を8回まで拡大する予定でございます。

また、学校ホームページにつきましては、士別市ホームページから閲覧できるように利便性の向上を図りました。ホームページの内容につきましては、学校行事や授業の様子を初め、中

学生向けの学校案内を掲載するなど、内容の充実を図ったところでございます。

また、26年11月より、学校ホームページに本校における授業の手引きを掲載し、教材研究や授業の進め方、学習支援の対応など、教科ごとの取り組み例を含めながら、具体的な指導内容等を公開しているところでございます。

また、教員の専門性を生かし、一般市民を対象とした子ども福祉教育や、絵本づくりや親子クッキングなどの体験教室を含めた学校開放講座の開催や、開催期間の全ての授業を、学校関係者のみならず、一般市民や各種教育活動に支援していただいている関係機関及び地域の方への公開授業開催の案内文書の配布、更に、市内及び近隣市町村の中学校訪問と、中学校で開催されます高校説明会への参加、こういった取り組みを実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。わかりました。

それで、正直、生徒数も減少してきているということで、今後の運営も、生徒数の確保も大変になってくるのかなと考えております。

それで、昨年の決算委員会のときも質問させていただいたのですけれども、今後の展望ということで昨年質問をさせていただいたときに、その御答弁の中で、平成20年、21年で特別支援教室のモデル事業をやったということも含めまして、そのノウハウも今継続されて学校で行っているということと、あとは少人数制で目の届く教育をやっていくと、そして、卒業後もまた在学していた方のフォローをしていっているんだよというような御答弁をいただきました。

非常にきめの細かい内容で、その部分に対しては何も言うことはないのですけれども、今後、運営していくに当たって不安なことというのは、今お話ししました生徒数の確保ということと、昨年もお話ししましたが、築55年が過ぎているということで、校舎の心配も正直あります。昨年の答弁の中では、現段階では建てかえ等の計画はしていないという答弁をいただきましたのですけれども、そこでちょっと矛盾しているなというところも正直感じておまして、学校運営は健全に続けていくんだよという話の中で、正直もう耐震化も含めて、もう55年ですから、真っ先に考えていかなければいけないと思っております。

そこで、先日、小・中学校の適正配置計画の関係で、西地区のほうで保護者対象の説明会をやったと思うんですけれども、そのときの聞いた話では、保護者のほうも参加人数がもう激減しまして、数人しか来ていなかったというようなお話も聞いております。恐らくその行かれた方から聞くと、やはり市教委の今までやってきた対応の遅さも含めて、正直、言葉を悪く言えば、もういいよ、何回話しても同じだよと思われる保護者も多いと思うんですよ。ですので、昨年もお話ししましたが、そういったことを踏まえて、早急に今後の、存続も含めてになるのかと思いますけれども、地域とか、あと関係者、あと保護者等々を含めた中で、しっかりと協議をしていくべきではないかと思うんですけれども、その辺に対しての考え方はどうでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 村上生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（村上正俊君） お答えいたします。

東高校につきましては、小規模校の利点を生かして、生活歴や学習歴、個性の異なる生徒一人一人に配慮したきめ細かな教育活動が実践できる学校として、今後も必要とされる学校と認識しております。しかしながら、今後のあり方につきましては、委員お話しのとおり、生徒数の推移や校舎の老朽化への対策も課題となっております。校舎につきましては、昭和34年から40年にかけて建設されたものでありますが、教育環境を充実させるため、21年度には、生徒棟であります普通教室の断熱化、23年度には、体育館腰壁及び生徒トイレの改修工事等などは実施しているところでございます。

現在、東高校では、小規模校の特性を生かしまして、土別東高校だからできる教育、土別東高校にしかできない教育をモットーに、魅力ある学校づくりに取り組んでおりますので、今すぐに議論ですとか、説明ということを要する時期ではないと現在は受けとめております。

もし今後、地域などで説明等が必要となった場合にありましては、現在、学校において毎年実施しております保護者アンケート、教職員アンケート、それから、外部評価といたしまして、地元の自治会長、同窓会長さんなどに学校評議員をお願いしておりますので、そちらから出されております学校経営や指導方針、組織運営に関する評価の結果等を踏まえまして、行政としての一定の方向を示した上で、保護者、地域等への説明等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 要するに、当面は今の校舎を使いながら学校運営をしていくといったような内容かと思うんですけども、実際、私も数名の方とお話をする機会がありまして、高校に通われているのですけれども、やはり例えば集団生活になじめないといった部分で、高校に進学する際に当然不安がありますよね。その中で、選択肢としては東高校もあるようなんですよ。ただ、やはり例えば校舎の古さであるとか、そういうことも考えると、旭川の私立の高校に行かざるを得ないというような方もいるようなんですよ。そういうことを考えますと、特に土別市内でそういう必要とされている子供がいるわけですから、なぜその方を、わざわざ旭川まで行ってもらわなければいけないのかということもあるんですよ。

ですので、校舎が新しいから人が来るとは言いませんけれども、まず、安全だという観点からも、やはりもう55年になるといろいろな不安とかもあると思うんですよ。改修工事が行われたということですけども、もう構造上の問題ではそれはなくて、ただ、便利性とか、断熱もそうですよね、そういう部分のものだと思うので、根本的な解決には全くこれはつながっていないと僕は思います。そういった意味からも、ぜひ土別にいる子供たち、必要性を持っている子がいますので、お願いしたいと思います。

そして、生徒数も減ってきているということを考えますと、今、北海道全域から来てもらえる学校ということで東高校の案内を出していると思うんですけども、もうちょっと幅を広げ

て、来てもらいやすい学校をつくるという意味でも、本当例えばの話ですけれども、空き家がありますよね、そういうところで例えば住んでもらえるようなものをつくるとか、いろいろな角度から考えていくことは僕は可能だと思うんですよ。そういうことをまだされていないと思っていますので、ぜひやっていただきたい。

それと、昨年、ウィズ、小・中学生の登校拒否の子供であるとか、集団生活になじめない方が通うということでウィズを開設しておりますが、ここも小学校、中学校まで対象ということで、例えば、それまでに復学できなかつた場合、どうなるのかとなると、やはり大人数の学校には行きづらいという現象は出ると思うんですよ。そういう受け皿としても、連携して、士別市立ですから、責任持って高校まで安心して通える学校づくりをしてもらいたいと思うんですけども、お考えをお知らせください。

○委員長（出合孝司君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 東高校の今後の展望と、校舎の部分も含めてのお話がありました。

確かに、校舎部分は非常に古いということではあるのですが、具体的な耐震の調査等を実施をしているわけではございませんが、東高校については、まず、基本的には平屋であるということで、重層の2階建て、3階建てに比べて耐震の強度については、まだあるというふうに現段階では認識をしているところでもございます。特に、体育館については木造でございますので、耐震的には全く現状でも問題がない状況にあるのではないかなというふうに思っております。

更に、ウィズとの関連等も含めて、地域で大規模な学校に行くことができない、そういった子供たちが高校へ行って、しっかりと社会に出るための高等学校教育の受け皿として、士別東高等学校の存在意義は大きいというふうには考えておりますが、ただ、全道的に出願できるという状況にはありますが、他の町村の市町村立高校、あるいは中間の定時制高校のように、例えば、その市町村に1つしか高校がないだとかというような状況ではないものですから、積極的にそのPRについても、全道にわたって東高校の部分を積極的にPRするという状況にはないと、その理由は、市町村立の高校であれば、寄宿舎をほとんど、剣淵高校さんにしても、幌加内高校にしても、あるいは、おといねっふ美術工芸高校についても用意をして、どちらからでもおいでいただけますよということなんです。今、渡辺委員からお話ありましたように、その部分で空き家だとか、そういう部分までつくってという対応には、ちょっとなかなか至ってはいかないなというふうに思っているところでもございます。

更に、規模についても、積極的に1学年の定員まで、40名を募集して、全道的にというような状況にはちょっとないだろうと、今のところ子供たちに対して、中学校の課程の学び直しを、チームで先生が当たってやっていくだとかということを見ると、ある程度の規模というのを維持しなければいけないかなというふうには思っているところでもあります。

ただ、その部分で必要だと言いながら、施設について手をかけないのは矛盾だというふうな御指摘もございましたが、現状の中で、今後どんな方向で臨むべきなのか、北海道教育委員

会とも十分、地域の高校教育のあり方全体の中で、位置づけだとか、北海道教育委員会からのアドバイス、支援も受けながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 例えば、生徒数を定員まで増やすことを目標とするとか、そういったような感じではなくて、私がお話ししたいのは、あくまでも最低限適正な学校運営をしていくためには、このまま毎年毎年減っていくようでは、恐らく私が心配しているのは、学校自体もう必要とされないんじゃないかという判断の中で、最悪、例えば閉校していく方向になるんじゃないかという、そういった懸念がありますので、最低限の、今、ある程度の規模の人数というお話がありましたが、そのある程度の規模の人数を維持していくために最低限必要な例えばPRとか、確保に努めるというのも、これは一方では行政の役割でもあると私は考えていますので、そういった部分をお願いしたいと思います。

それとあと、校舎に関しましても、平屋だということもありまして、まだしばらくは大丈夫じゃないかという判断という意味の御答弁だったと思うんですけども、いずれはやはり使えなくなる時期も来ますので、本当に私、早い段階で、少しずつでもやっていかないと、特に関係者の方は、今回のケースのようになってしまうと、なかなか合意するという部分でも難しくなってくると思いますので、できるだけ私、早目のほうがいいと思いますので、そこをお願いして、この質問を終わります。

○委員長（出合孝司君） 次に、第5項社会教育費については、通告がありませんでしたので、次に移ります。

第6項保健体育費について御発言ございませんか。十河剛志委員。

○委員（十河剛志君） 私のほうから、まず、サフォークランド士別ハーフマラソンについて質問いたします。

26年、第28回サフォークランド士別ハーフマラソン大会に、開催補助額710万円となっております。平成25年のハーフマラソンでは670万となっておりますが、40万増えております。その増額した理由をまずお知らせください。

○委員長（出合孝司君） 佐藤スポーツ課主査。

○スポーツ課主査（佐藤寛之君） お答えいたします。

市の補助金が、平成25年の670万円から710万円の増額となった理由につきましては、全体的な運営経費を補うために行ったものでございます。主なものといたしましては、参加者が前年度まで増加傾向にありましたことから、これに伴う安全確保ですとか、スムーズな運営のための資材費の増加を見込んでいたものでございます。

また、本市につながるの深い実業団、大学から招待選手の派遣をいただいておりますが、長く定着した合宿チームや選手が増えるにつれまして、招待選手も少しずつ増やしてきた経過がございます。この年は前年優勝者の今井選手を御招待させていただいたところでございませ

て、これに係る経費の増額も見込まれていたということでございます。もちろん印刷物ですとか、物品購入等に係る経費、それから表彰関連の一部見直しなど、運営経費の節減にも努めてきましたし、協賛企業への働きかけも強化する中で、よりよい大会を目指して、補助金の増額もしまして運営に当たってきたところでございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

こういう毎年ずっと、26年で28回やっている事業ですので、経費のほうもかかってくるのわかります。その中で、それでも26年が710万円、そしてまた今年も765万5,000円、今度は55万5,000円増額しています。それにプラスして、今年出た参加者からもちょっと、どうして参加料を上げたのかという質問を結構受けているのですよ。それで、その辺、500円から1,000円上がっていますよね。一般で4,500円、高校で3,000円、これが1,000円ぐらい上がっていますよね、小学生については500円なんですけれども、これを上げた理由も教えていただけますか。

○委員長（出合孝司君） 佐藤主査。

○スポーツ課主査（佐藤寛之君） お答えいたします。

平成27年度の補助金の増額と参加料の増加についてお答えをいたします。こちらにつきましても、全体的な運営経費を補う目的で増額をしてきたところでございます。先ほども御説明をしましたとおり、年々運営経費が増加しまして、苦しい運営の中、平成23年度の第25回大会でも一部参加料の値上げをした経過がございます。その後は、平成26年度に消費税が5%から8%に増額されたときにも、参加料の見直しを検討してきた経過がございます。ですが、これまでそれを据え置いたまま、経費を切り詰める形で何とか運営に当たってきたものでございます。道内のマラソン大会の参加料も十分調査しましたし、関係者の意見も聞く中で、今回、一般と高校生が1,000円、それから、小・中学生が500円ということで値上げに踏み切らせていただいたものでございます。

また、今年度の29回大会におきましては、ひつじ年の開催ということがございましたので、羊毛製品の活用ですとか、羊皮紙、これは活用も含めて、魅力ある大会を目指して補助金を増額してまいったところでございます。

更には、平成26年度に初めて結成をされました男子マラソンナショナルチームが士別で合宿を行ったという経過から、ナショナルメンバーを招待することとさせていただきましたので、これに関する招待経費の増額が見込まれていたことなどが、主な補助金の増額の理由となっております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

できれば、参加費のほうを極力抑えていただきたいという要望もありましたので、ここでお

伝えたいと思います。

今年のハーフマラソン大会は、丸亀の教育長も来市されて、レセプションから出ておりましたけれども、レセプションのときにも丸亀の教育長ともちょっとお話しさせていただきますと、丸亀のハーフマラソン、来年が記念大会でして、70回行っていると、来年のうちが30回ですから、その倍以上やられている大会だとお聞きしました。士別も30回大会ですので、今までどおりの大会にするのか、来年は記念大会ということもありますので、何か趣向を変えるとか、今年は人数が2,000名を若干切ったという状況もありますので、来年は参加者を2,000名を超えるようにするとか、いろいろ考えがあると、来年の話ですから細かくは言えないと思いますけれども、こういう事業を考えているとか、こういう新しいものがあるとかあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 加納合宿の里推進室長。

○合宿の里推進室長（加納 修君） 私から、第30回士別ハーフマラソン大会、記念大会の取り組みについてお答えをいたします。

士別ハーフマラソン大会、昭和52年に順天堂大学の合宿の受け入れから10年を記念をしまして、昭和62年に合宿選手の夏の強化のために第1回大会が開催をされております。当時、順天堂大学の陸上競技部の監督を務めていらっしゃいました帖佐寛章日本陸上競技連盟の顧問の強い要望がございまして、当時はフルマラソンが主体であったのですが、新たに日本陸連の正式種目となりましたハーフマラソンをぜひやってくれということで、9月上旬に合宿中の選手が参加しやすい距離と日程で開催をされております。

丸亀ハーフマラソンには、帖佐先生、実は出身地でございまして、大会運営にも早くからかかわっておられまして、現在も大会組織委員会の副会長として中心的な立場で指導をされております。本年は1万2,917名と、1万人を超える、非常に大きな国際大会へ成長をしております。士別のハーフマラソンについても、丸亀の大会を参考にさせていただいている場面が非常に多いところであります。

御質問の来年の第30回の士別ハーフマラソン記念大会につきましては、現在、実行委員会で各種事業を検討しております。先般の会議の中では、まず開催日については、本年、先ほど委員の御指摘もありましたけれども、若干人数が減ったということもありまして、できるだけ重複の少ない7月24日、日曜日に開催をするということに決定いたしました。また、コースや種目についても大きな変更はせず、ゲストランナーの増田明美さん、招待選手についても、本年同様、マラソンの男子ナショナルチームの招聘、あるいは男女の実業団、大学のトップランナーを御招待をいたしたいというふうに思っております。それと、第1回の優勝者など、士別のゆかりの名ランナーを招待しようということで今検討をしております。そういった方々と選手、市民、交流の輪を一つ設けていきたいなというふうに思っております。

それから、もう一つ、もう本当に30回の歴史の間には、帖佐先生を初め、著名な指導者の多数の御指導をいただき今に至っております。それと、道内外の企業の方々に応援をいただいて

おりますので、そういった感謝の意をあらわす記念式典の挙行、それから、歓迎レセプションの方法なども変えていきたいなというふうに思っております。

もう一つですが、北海道新聞社の連携によります北海道マラソン大会の出場権、これも抽せんにより贈呈をいたしたいと思っておりますし、2キロメートルにおいては、ファミリーの参加、あるいは参加記念章の懸賞など、今後、実行委員会と十分協議をさせていただきながら、参加者にとって魅力ある大会にして、多くのランナーのエントリーを目指したいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。ぜひいろいろなアイデアを出し合って、いい大会にしていきたいと思います。

質問は以上なのですが、来年、丸亀のハーフマラソンが2月行われます。今おっしゃられたとおり、士別のハーフマラソンを築いていただいた帖佐先生も、来年2月はその丸亀のハーフマラソンに来られると思いますし、毎年うちのハーフマラソンに来られている高松陸協の高橋さんとか、多くの方々が丸亀に集まると思うので、丸亀を視察するという話も聞いていますので、ぜひ丸亀に行って、帖佐先生なり、高橋さんなり、多くの方々にお会いして、来年の士別の30回のハーフマラソン大会をぜひ成功してもらうように、いろいろアドバイスなどを受けてきていただきたいと思います。

この質問は以上で終わります。

○委員長（出合孝司君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 続けて質問いたします。

次は、スケートリンクとカーリング場の休憩室について質問いたします。

以前にも、スケート場のナイターの設備の費用対効果や案内看板、スケート場の設置場所等に質問をさせていただきました。昨年とはとても暖冬で、スケート場もカーリング場もリンクコンディションを保つことができず、利用者はリンクが使えず残念だという声もお聞きしております。管理している側も、大変御苦労されたのではないかなと思います。つくもスケートリンクとつくもカーリング場の、過去3年間の営業日数と利用状況をお知らせください。

○委員長（出合孝司君） 佐藤主査。

○スポーツ課主査（佐藤寛之君） お答えいたします。

まず、つくもスケートリンクの過去3年間の利用状況について申し上げますと、平成24年度につきましては、開設期間が1月6日から2月28日までの54日間で、利用者数は880名になってございます。平成25年度におきましては、開設期間が1月10日から2月20日までの41日間で、利用者数は961名となっております。平成26年度におきましては、開設期間が1月12日から2月16日までの36日間で、利用者数は980名ということになっておりまして、暖冬の影響によりまして営業日数が減少する中、若干の増加傾向にあるところでございます。

一方、つくもカーリング場の利用状況につきましては、平成24年度は、開設期間が1月10日から2月28日までの50日間で、利用者数は1,392名ということになってございます。それから、平成25年度につきましては、開設期間が1月8日から2月24日までの47日間で、利用者数は719名、26年度におきましては、開設期間が1月13日から2月16日までの35日間で、利用者数は520名ということになっておりまして、利用者数は減少傾向にあるということになってございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

今お聞きしたところ、去年は暖冬で日数が、この日数以上にコンディションも余りよくなかったと聞いております。

それで、カーリング場利用者は、今聞いたとおり、24年が1,392、25年が719、26年が520とちょっと減少傾向にあるのかなと思いますが、スケートについては880名、961名、980名と少しずつでも上がってきている状況となっております。

それで、以前、私が聞いたときは、スケートの利用者数が結構減ってきていたのですけれども、ここ2～3年で少しずつ上がってきているのですよね、その要因はどのようにつかまえているか、教えていただけますか。

○委員長（出合孝司君） 坂本スポーツ課主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

道内でも数少ない天然スケートリンクでありますことから、短い利用期間にもかかわらず、利用者が増加している状況にございます。

要因としましては、スケートリンクとカーリング場の管理業務の委託先であります士別市体育協会が、平成25年度からスケートリンクとカーリング場の間に滑り台コーナーを設置し、冬の遊び場を提供したことにより、子供たちの集客につながっていることと思われます。また、各種スケート大会のテレビ放映によるスケート選手への憧れや、士別市フェイスブックを活用して逐一情報を提供したことも効果があらわれたのかと思っております。更に、冬場の健康づくり、また、ウィンタースポーツ施設として、スケート場の利用を心待ちにしている市民の方が多いことが要因だと思われます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

スケートの利用者が、そういう遊び場が必要だと思うんですよ。結構、スケートといえば、親子で楽しむ、小さい子供からできますので、スケートはやっぱり冬期間、なかなか外へ出ないお子さんも最近では増えているとお聞きしますし、スケート場を利用することによって、子供たちの心身の健全な育成を促す意味でも必要だと思いますし、先ほど言ったように、やっぱり

親子で楽しむ場所でもありますので、ぜひこのスケート場については、もっと工夫しながら、もっと多く利用してもらうようにしたほうがいいと思います。

そこで、そこに置いてあるスケートリンクとカーリング場の休憩所なのですが、私も何回か見に行っているのですが、よくもっているなというほどの建物であります。昨年か、壁のほうも穴があいたという話も聞いておりますし、この間の爆弾低気圧で飛んだのではないかと思うこともあったのですが、木は倒れても、あの建物は残っていたという状況であります。それにしても、ちょっと建物的には、もうそろそろ更新を考える時期に来ているのは間違いないと思うので、その時期についてどう考えられているか、お知らせください。

○委員長（出合孝司君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

現在のスケートリンク、カーリング場の休憩所は、昭和63年に建設されたプレハブ軽量鉄骨づくりで、設置から27年経過しております。委員のお話のとおり、長年の経年劣化によりまして多くの破損箇所がありますが、その都度、修理を行いながら今維持している状況でございます。

そこで、スケートリンク、カーリング場の休憩所の更新についてであります。本市の都市公園施設における老朽化に対する安全性の確保、予防保全管理による長寿命化対策を含めた計画として、平成26年5月に士別市公園施設長寿命化計画が策定されております。その計画の中では、こちらの当施設を平成29年度までに改修が予定されていることから、スケートリンク、カーリング場の休憩室の環境は、その際に改善が図られる見通しとなっております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

以前、スケートリンク、子供たちが歩いて通える士別市民の利用しやすい場所につくることはできないかという質問をさせていただいております。そのときの答弁では、現在、カーリング場と共用して利用しております除雪機など、作業備品、管理棟やトイレなどの附帯設備、更には、整備や管理する人員の配置など、新たに配置しなければならないものが生じるという課題があるという答弁でありました。今、お聞きした、長寿命化で休憩室のほうは29年までに更新されると、そして、今、水郷公園の再開発で、計画ですけれども、スケート場のところにトイレも設置されるという予定になっております。

そこで、その時期が一緒かどうかは別として、一緒であれば、前にも言った、やっぱり町なかに私は歩いて通えるスケート場が必要ではないかと思っておりますので、体育館の西側と前回は言いましたけれども、その辺、場所的にはどこがいいのかはまた別として、町なかに子供たちだけで歩いて通えるような公園的なスケートリンクをつくっていただきたいと私は考えているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

今後、予定されていますスケートリンク、カーリング場の休憩所の更新時期、また、今年策定されたつくも水郷公園整備基本計画により、トイレの設置の際にあわせて、スケートリンクを中央地区、総合体育館西側という1つの候補地はありましたけれども、移設してはどうかという御質問だと思いますが、委員の御質問の中でも触れられましたとおり、カーリング場とスケート場が離れることによりまして、作業機械備品や管理棟、トイレなどの附帯設備の費用、また、管理人を新たに配置することになってこようかと思われまます。

理由としましては、仮の想定ではありますが、スケートリンク、カーリング場の管理と総合体育館の管理を行っている委託先が、ともに士別市体育協会でございます。このようなことから、総合体育館を管理棟としての機能を持たせ、靴の貸し出しですとか、休憩場所の確保ということになれば、1つの拠点となってくるわけでありまますけれども、総合体育館の西側へのスケート場へ移動する際には、体育館の落雪等の危険があるため、歩道がない道路を歩きながら施設に向かうこととなります。また、休憩やトイレの使用の際にも、その同じ道に戻るようになりますので、非常に危険な状況が予想されます。このようなことから、安全確保の観点からも、管理棟やトイレの設置が必要になってくるのではないかと思われまます。

また、各施設の管理状況についてでありますけれども、スケート場とカーリング場の整備は、体育協会職員の勤務時間中に行われております。スケートリンク、カーリング場の施設の状況に合わせて臨機応変に作業が進められている状況であります。例えば、降雪量が多い日の除雪やスケートリンクの氷の氷上が悪くなった際、こういった場合には職員総出で作業をする場合もありますし、カーリング場におきましても、屋根がビニール製という弱い素材であることから、雪による破損を防ぐため、こちらも総出で雪下ろし作業を半日、もしくは1日ばかりで行うような状態があります。このような事態になりますと、スケート場に管理人が不在となることが考えられ、利用者に不便をかけないようにするためには新たな管理人を常駐させることになってこようかと思われまます。このようなことで、現在の管理費よりもコスト高になってくるのかなと思われているところでございます。

また、平成23年におきましては、スケート場利用者のニーズを把握するためアンケート調査を実施しております。調査方法は、スケート場の管理棟にアンケート用紙を設置させていただきまして、65件の回答をいただきました。その結果、利用者が望む声としましては、現状のまま、もしくは現在の場所でリンクを広めてほしいという御意見が48件、全体の74%を占めている状況でございます。町なかを希望される御意見は1件、全体の2%というような状況でございます。

このようなことから、コスト面や利用者ニーズなどから考えまますと、基本的には現在の場所で引き続き整備を進めることが望ましいと考えておりますが、昨年の第4定例会の井上議員の答弁において、総合体育館西側の活用と整備について、関係団体の御意見をお聞きし、また、庁内関係課の協議も進めることとなっておりますので、十河委員の御提言も踏まえながら、市

民の冬季スポーツを楽しむ場としてよりよいものになっていくよう、幅広い視点で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

私は、親子で利用するのは大変いいことだと思っております。それで、スケートリンクはぜひ守っていただきたいと思っておりますし、なぜ町なかかといいますが、やっぱり水郷公園だと親御さんが連れていくという形がほとんどだと思うんですけども、やっぱり連れていけない家庭もあるんですよ。だから、そういうお子さんも友達同士で行ける場所、歩いて通える場所は、やっぱりそれが不公平のない状況をつくれるのではないかなと思いますので、これから検討も多少はされると思いますので、その検討の中に少しでも、その気持ちを入れていただければと思います。これで質問を終わります。

○委員長（出合孝司君） まだ質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時39分休憩）

（午後1時30分再開）

○委員長（出合孝司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

第11款公債費から第14款予備費については、通告がありませんでしたので、次に移ります。

次に、平成26年度国民健康保険事業特別会計から平成26年度農業集落排水事業特別会計までの各特別会計について、一括して質疑を行います。発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、介護保険事業特別会計の包括的支援事業・任意事業というのがございますので、そちらのほうでちょっと何点かお聞きしたいと思います。

初めに、この中で地域支援事業費というのが大きなくりでございます。この地域支援事業には、介護予防事業と包括的支援事業、そして、任意事業と3つあるようですが、改めてこの3つの事業の内容というか、概要をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 阿部介護保険課主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

地域支援事業は、被保険者が要介護、要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となっても、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう、支援することを目的として行われる事業です。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に分けられ、士別市では、介護予防事業として、主にサフォークジム、サフォーク元気クラブ、いきいきデイサービスなどを

行っております。包括的支援事業におきましては、総合相談事業としまして、相談協力員の研修会や3地域の在宅介護支援センターへの委託業務を行っております。任意事業につきましては、権利擁護事業としまして、市民後見人の養成研修や成年後見制度利用支援事業を行っております。また、地域自立生活支援事業としまして、配食サービスや福祉パトロール、介護相談員派遣事業を行っております。また、家族介護支援事業につきましては、認知症カフェや認知症相談事業、それから、認知症サポーターの養成研修や在宅介護医療事業などがあります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、その中で包括的支援事業費とございまして、いろいろされているわけですが、かつて議会の中で質問等がございまして、重複する部分もありますけれども、決算ですので、より詳しく御説明をいただきたいと思うんですけれども、市民後見人養成研修というのがございました。まず、この養成研修の内容について、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

昨年9月10日から10月22日までの8日間にわたり、市民後見人の養成研修を実施いたしました。内容につきましては、成年後見制度の仕組みや事例、裁判所の役割、相続や遺言などの制度にかかわる内容から、医療制度、年金制度、生活保護制度、市が実施する障害者施策や高齢者施策など、国の標準カリキュラムと同様の50時間の研修を13名の市民の方に受けていただき、研修受講後にレポートを提出していただき、修了証をお渡ししているところです。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 13名が受講されたということですが、最終的に市民後見人は受任という形になるのでしょうか、された方が何名だったのでしょうか。また、含めて、ほか成果等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

昨年研修を修了された13名のうち、1名の方が市民後見人として現在受任されております。養成研修を受けていただいた方全てが市民後見人として後見業務を受任するためには、研修修了後に、市が家庭裁判所に対して推薦をしなければなりません。推薦した後に、家庭裁判所は市民後見人として登録することとなりますので、養成研修修了後、受講された方全員が家庭裁判所から後見業務の依頼をされることはありません。昨年実施した養成研修の最終日に、受講者全員から市民後見人として活動する意思を確認したところ、その1名の方が活動の意思があったことから、家庭裁判所に推薦をしたところです。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 後見人制度は、これからいろいろと注目されるというか、必要度が増えていくということで、その中での市民後見人制度ということなのですからけれども、13名受講していただいた中、今のところ1名ということで、いろいろな事情があって、それぞれ受任までいかなかったということなのでしょうけれども、その要因は、皆さんちょっと今のところ受けづらいう、どんな御意見があったのかと、それとあわせて、今年度そのフォローアップ研修というのを実施をされたのか、されるのか、聞いていますが、その中身と、今後、市民後見人が、どう受任していただく方を増やすというか、一人でも多く受けていただけるような形を目指しているものなのかも含めて、お答えいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 米谷健康長寿推進室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

昨年度受講された方のうち1名のみが市民後見人を受任していただいたのですが、ほかの12名につきましては、現在仕事をされている方がほとんどだということで、日中の活動ができない、あるいは、後見人になるのは、もう少しちょっと知識を学んで、いろいろと経験を積んで、まだ時間がかかるといった、ちょっと自信のないという方も中にはおられましたので、今後につきましては、昨年度、市民後見人養成研修を受講された方たちにフォローアップ研修を、今年度から開催したいと思っています。

このフォローアップ研修の中身ですけれども、去年の市民後見人の受講内容の研修のおさらいということで、また再度講義を受ける、それから、成年後見制度の実務ということで、もう一度詳しい内容を再度学ぶ、それから、実際に市民後見人として受任された方の経験談を聞くとかして、大体1日5時間30分のカリキュラムで予定をしたいというふうに考えております。

あと、市民後見人を増やす方法ですけれども、毎年毎年、市民後見人の養成研修をしていくという計画は今のところないのですけれども、市の後見人の専門職後見人が地域には余り、弁護士ですとか、司法書士が少ないまちなので、後見人の受任状況を見ながら、市民後見人もちょっと様子、状況を見ながら、その都度養成していきたいというふうに考えています。フォローアップ研修についても、毎年、養成研修を受けた方に、なるだけ受けていただけるような開催を考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 高齢化が進んでいまして、まだ後見人自体の制度をよく理解されていない市民の方も少なからずいらっしゃると思うのですけれども、これからいろいろな財産等々含めて、市民後見人の役割というのが今後増えていくと思いますので、ぜひ着実に受任していただく方が確保できるように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、同じ包括的支援事業・任意事業の中で配食サービスというのがあります。これちょっと先に押さえないのですが、この予算がついているのは、お弁当を例えば配達すると、お弁当

代は実費をいただいて、配達にかかわる経費を事業費で見ているという形よろしいのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

配食サービスにおける委託料につきましては、高齢者のお宅を訪問する際の安否確認をするための費用といたしまして、1食150円を委託料としております。委員お話しのとおり、お弁当代につきましては、利用者が1食500円、自己負担することとなっております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、確認なのですけれども、予算を見ますと、今150円という話で1万8,000食、150円で270万円ということで26年度の予算になっているのですけれども、決算を見ますと、1万6,320食ということで327万円と、そのまま割ると200円の計算になるんです。予算が150円とっていて決算が200円になっているのですけれども、こうなった経緯とか、何かこの理由をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

先ほど、当初150円というお話をさせていただきました。予算作成時におきまして、市内の配食サービスの事業所に聞き取りをさせていただきました。150円の委託料についての要望はなかったわけでありましたが、昨年2月ごろ、原材料の高騰と消費税増税によりまして、お弁当の代金を値上げしたい旨の申し入れがありました。再算定した結果、現状の1食500円でも負担は軽くないと考えている方もおられるため、値上げ分につきましては利用者負担に転嫁することは適当ではないと判断し、委託料を1食につき150円から200円に値上げすることで対応いたしました。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ということは、今までの150円は配達料的なものだったのにプラス、お弁当の値上がりの50円分を事業費で見たということなのですね。

今の答弁ですと、2月に事業者側からそういう意向があって、3月に予算委員会へ上げてきたときには150円で予算を審議して通して、実は2月からそういう要望があったんだということで、4月1日から150円で通した予算を200円で執行したということになると思うんですけれども、それはどうなるのでしょうか。もう予算書が刷り上がっていたから仕方なくそういうふうにしたのか、もうちょっと早い時期に、消費税が上がるなんていうことはわかっていたことですから、予算の積算というか、提出の仕方に問題があったんじゃないでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） ただいま御指摘のとおり、予算委員会のときにはそういうお話が

あったという部分はございますけれども、利用者負担の部分も含めながら、再算定の中で時間を要したという部分もございまして、その50円のアップ分を委託料で上乗せすべきなのか、それとも利用者負担で上乗せすべきなのかという議論の中で、その決断が少々時間がかかった中で、最終的には実行段階で委託料で50円アップして、利用者負担は上げないという結論になりましたので、本来であれば、早急に予算委員会の中で決断をして、お示しするところでしたけれども、そういった経過の中でおくれたことはおわび申し上げたいというふうに思います。今後、このようなことのないよう、しっかりと積算について、これから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これわずか50円のことですけれども、1回に対して。やはりもう既に来年度の予算それぞれ組んでいるかと思うんですけれども、一応、予算書というのはそれなりに早い時期から、皆さん積算をしながら、積み上げながら、財政とのやりとりをしながら、最終的に議会に提案されるものですので、例えば、こういう外部に委託しているとか、外部の業者さんをお願いするとか、そういうことに対する今後、次年度、例年どおりでいいか悪いかというのは、当然、先にやってしかるべきだと思うんですよ。

だから、2月ぐらいに聞いた聞かないという話で、間に合いませんでしたと、実際、決算上は、すみません予算でこれを出しましたけれども、決算はこれですということでのいいのだったら、予算委員会をやる意味が、正直言って金額の問題ではないと思います。この辺は、ちょっともう1回きちんと、予算の積算のかかわる大きな問題の一つなので、通した予算が翌月に違う単価でいきなり始めますというのは、これは根本的な問題でおかしいと思うんです、どうでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今、50円の問題ではないというお話でございましたけれども、まさにそのとおりでございまして、今まさにこれから予算の策定期間に入るわけでございますので、こういうことが起きないように、各全ての部局の事業についてしっかりと積算をして、3月の予算審査特別委員会に上げられるようにしていきたいと思っております。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次へ行きたいと思っておりますけれども、この中で、在宅介護慰労事業というのがございます。これ事業の中身が、かつて質問させてもらったのですけれども、その中の答弁でもありましたけれども、この在宅介護慰労事業は、要介護4または5の認定を受けた要介護者を現に自宅で介護している人が対象だということで、年間10日の無料の短期入所の利用券を発行している。もう一つに、月額9,000円の介護用品の購入券の交付をされています。その介護用品の何が対象かということで、これ私、26年3月のたしか予算委員会でやったのですけれども、対象品目は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしりナブ

キン、滅菌ガーゼ、嚥下補助食品と8品目だということによってやっておりました。

それで、まずこういうのがあるのですけれども、26年度には70人の方に、対象でこの介護用品購入券を利用していただいていることになっています。これ9,000円ですから、12カ月満度に使うと10万8,000円分の購入券が当たるわけですが、決算を見ますと、単純に10万8,000円を70人で掛けると756万になるところ、決算が431万円ですから、実際利用されているのは6割弱ぐらいの金額ということになります。まず、過去3年間で結構ですので、この介護用品購入券を利用していただく対象者になった方の人数と、それと、実際その人数、満額10万8,000円使った場合の金額に対する利用額、利用率を教えてくださいたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

この介護用品券の対象につきましては、対象月から9,000円ということになりますので、4月に利用決定された方が10万8,000円というふうになります。5月であれば9万9,000円ということで、その決定月によって限度額が変わることになっております。

過去3年間なのですが、平成24年につきましては、総数で83名、このうち決算額といたしましては424万1,000円、利用率は60%でありました。25年は78名、決算額459万1,000円、利用率は70%です。26年、利用者は70名で決算額が431万1,000円、利用率は65%であります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、この介護用品購入券の対象品目をぜひ拡大をしていただきたということ、26年3月の予算委員会で私しております。そのときの答弁を振り返りますと、非常に今、この商品券で利用できる用品が、どちらかというと寝たきりか、それに近い、排せつのケアに重点が置かれている品目となって非常に使いづらいのではないかとということをお聞きしたところ、この制度が始まった当時は、紙おむつとか、尿取りパット程度しかなかったもので、現在いろいろと品目を増やして8品目まで拡大していると、介護用品については、さまざまなものが開発されているので、対象品目については追加するなど、適宜適用が必要だという答弁がありました。

もう1点、私のほうから、対象者の御家庭にアンケートをとるなど、日進月歩、介護用品は改良されていますので、ぜひ極力使いやすい制度に対応していただきたいと申し上げました。それに対する御答弁は、介護利用券を利用した方々を対象にしたアンケート調査を実施するなどして、意見集約の機会を設けていきたいと、市内の介護用品券を取り扱うこととなる取扱店、指定店などとも協議、連携を図りながら、在宅重度の要介護者を介護する方の負担軽減となるような制度としたいという答弁をいただいております。

そこで、アンケートを多分されていると思うのですが、それはいつ実施されて、したのか、しなかったのか。また、されたとすれば、どんな内容のアンケートをして、どんな範囲の方にアンケートをとられて、また、どういう結果が出たのか、お答えいただきたいと思いま

す。

○委員長（出合孝司君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

アンケートの調査の方法と時期ですけれども、本事業の対象品目の拡大ということで、平成26年5月に、市内の訪問介護、訪問看護、小規模多機能型居宅介護事業所と居宅介護支援事業所の全13の事業所に、在宅介護慰労事業に関するアンケート調査を実施いたしました。

内容につきましては、介護用品券として指定している8品目以外の介護用品を必要としている方がいるのか、また、必要としているのはどんな介護用品であるのかといった内容で行いました。

結果につきましては、8品目以外に必要な利用者があると回答された事業所が10カ所、ないと答えた事業所が2カ所、把握できていないが1カ所でありました。具体的に必要と思われる8品目以外の介護用品については、介護用の防水シーツ、口腔ケア用品、介護用防臭剤、介護用おむつ袋といった意見が特に多く出されました。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、もう1回聞きます、これはいつされたのですか。

○委員長（出合孝司君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） アンケートは平成26年の5月に行いました。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） インターネットを見ますと、これ1年半前にプリントしたのがたまたま残っていたのですが、全く同じ画面が出てきて8品目しか出ていないのですけれども、今、事業所の中で10カ所、かなり多くのところが、こういうものを広げてほしいということが出ていますけれども、それを実際制度として増やしたのでしょうか。たまたまこのインターネットが更新がおくれていてそのままなのか、増やしていないのか、どちらなのでしょう。

○委員長（出合孝司君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） アンケートをとった平成26年5月以降に、いろいろと検討をして、時間がかかったわけですが、現時点ではまだ増やしていない状況であります。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 日進月歩で変わっていると、答弁でも、1年半前の答弁ですよ、のときにも適宜対応が必要だという答弁もいただいています。そして、昨年5月にアンケートをとっているなら、もう27年度4月からの新年度には反映していただかないと、それから半年以上たっても反映してなくて、またこの時期ですよ。そうすると、アンケートをとっても何も反映していないのだったら、アンケートをとった意味もないですし、これやる気があるんですかと言われたら、やる気がないですと言っているのと私は同じように感じますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

アンケート結果を受け、当初、4品目の拡大を視野に検討を進めてまいりましたが、現在の本制度の利用率が低いこと、介護用品が日々研究開発されていること、更には、要介護高齢者の身体状況や介護環境などの違いにより、必要とする介護用品は、その御家庭によってさまざまです。対象品目を介護用品に限定をしないで、重度の要介護高齢者であっても多少でも自立につなげることができるよう、例えば、リハビリ用品や介助スプーン、フォークなどの自助具も対象品目に加えることにより、更に多くの方に本制度を活用していただけるのではないかと判断に至ったところです。

このようなことから、対象品目につきましては、介護者の負担を軽減する介護用品に加え、要介護高齢者御自身が必要とする品目も含め、新年度からの拡大に向けて更に検討を進めてまいります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 要介護4、5という方を御自宅で介護されているという方は、非常にきつい、非常に厳しい介護を御家族でされているということで、今、利用率が低いからという答弁がありましたけれども、使いづらから利用率が低いのではないのでしょうか。だから、もっと早い時期に使いやすい形にすれば利用率は上がると私は思います。

これは、直接同じものではありませんけれども、今年、ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業というのをやっております。これは、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金という、長いのですが、地域消費喚起・生活支援型というものを受けて、士別市の場合は要介護4、5ですけれども、実に要介護3以上の方、また、障害支援区分4以上の方などが対象で、今、既に受付をやっておりますけれども、これは商品券1回限り5,000円です。ですから、額は士別の月9,000円とは比較にはなりませんけれども、これは何に使えるかといいますと、使えないものを書いてあるのは、基本的には出資や債権、税金、振り込み代金、有価証券、商品券、ビール券、いわゆる金券以外のものは何使ってもいいですよ、使えるお店が決まっています、士別市内では9店登録されています。コンビニ、ドラッグストア、ホームセンターなどで自由に使ってくださいと、金券的以外のものは、非常に使いやすい、使えるものを極力絞らないで、必要なものを使ってくださいという支援制度なんですよ。

ですから、先ほど来年度に向けていろいろ広げるといいますので、それに期待しますが、ぜひとも使いやすい、利用率が低い、先ほど言ったように配った分の6割ぐらいしか使われていない、4割が使い残しているというのは、それだけ使いにくいんですよ。介護度4、5の人たちは、非常に先ほど言ったとおり御家庭の中で介護を一生懸命頑張っていますので、ぜひとも逆に利用率を、極力上がって喜んで、喜んでと言ったら失礼ですけども、少しでも助けになるという形にさせていただきたいと思いますが、一言ありますか。

○委員長（出合孝司君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 今、御指摘のとおり、在宅での御介護は、本当に大変な御苦勞をされているというふうには認識しているところであります。本来こういった制度につきましては、年間10万8,000円ということで、100%使っていただいて初めて効果を上げる制度だというふうには認識しておりますことから、先ほど室長からも御答弁申し上げましたように、従来の介護用品を拡大するとともに、先ほど言った自助用具、こういったものも含めながら、100%の利用率になるように、在宅での介護が緩和されるよう、そういった制度になるよう努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（出合孝司君） 次に、水道事業会計及び病院事業会計について御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） 私からは、企業会計の水道事業についてお伺いをしたいと思います。

水道事業の中の浄水場の運営について幾つか伺いたいというふうに思います。まず、浄水場の委託、それから委託の勤務体系について、お伺いしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 佐藤上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（佐藤敏行君） お答えいたします。

平日は、株式会社小泉鉄工、土日、祝祭日並びに夜勤につきましては、シルバー人材センターに委託しております。委託の勤務体系としましては、平日の業務に関しましては、朝8時30分から17時15分まで2名体制、土日、祝祭日の監視業務に関しましては、朝9時から17時まで1名、夜間の監視業務に関しましては、17時から翌朝9時まで1名となっております。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 委託されているということなのですが、その運営に関して、この委託に関してなのなのですが、当然、資格等々がいろいろあるかと思うのですが、その資格はどういうものがあるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 佐藤主幹。

○上下水道課主幹（佐藤敏行君） お答えします。

浄水場の運転、運営に関しては、特に資格は要りません。ただし、水道事業者として1名、水道技術管理者の資格が必要となってきます。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ありがとうございます。

それでは、委託先、土日、夜間なのなのですが、シルバー人材センターのほうに委託されているというお話ですが、そのシルバー人材センターの方では有資格者はいるのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 佐藤主幹。

○上下水道課主幹（佐藤敏行君） お答えします。

有資格者は、水道事業体に1名いればよろしいので、いません。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君）　ということは、市のほうで有資格者がいるという捉え方でよろしいのでしょうか。それか、小泉さん、委託先ということでよろしいですか。

○委員長（出合孝司君）　佐藤主幹。

○上下水道課主幹（佐藤敏行君）　お答えします。

市のほうに有資格者が3名おります。

○委員長（出合孝司君）　喜多委員。

○委員（喜多武彦君）　ありがとうございます。

シルバー人材の関係なのですけれども、今、やっぱり機械等々が新しくなっていて、大変操作に苦慮されているというお話を聞くんです。そして、夜間、悪天候のときというのは、やはり作業的なものが非常に困難をきわめることがある、夜間に限って、またそういうトラブルといますか、あったりして、その対処に苦労されているということがあるのですけれども、緊急時の対応というのは、そのときの対応というのは、どういうふうにされているのでしょうか。

○委員長（出合孝司君）　藪中上下水道課長。

○上下水道課長（藪中晃宏君）　平成25年度に浄水場の大型改修が終わりまして、かなりの部分でオートマ化といいますか、機械化になりまして、市の職員も減ってはいるのですけれども、少人数でも浄水場の運営について対応が可能となっております。大雨のとき、通常の濁りですと、シルバーの方ももちろんですけれども、パソコンの画面になるのですが、簡単な操作で濁りをとることができます。また、大雨の災害時には、夜間の場合ですと、市の水道技術管理者に連絡をとりまして、そのほかの浄水場のスタッフの者を至急現場に向かわせまして、複数の人数で対応しているということで、現状では一人で夜間、土日を含めてですけれども、お一人にお任せをしてやっているということではございませんで、全員で対応しているということでございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君）　喜多委員。

○委員（喜多武彦君）　何人かで対応ということなのではすけれども、ただし、いるのはあくまでも一人ということを考えたときに、何かあったときには、やはりタイムリーな対応は、その場ではできないような気がするんです。当然、先ほどの話もあったとおり、機械が新しくなったことによって、多少のトラブルがあったときというのはやっぱり一番危険性があると思うんですよ。なおかつ、これはライフラインの主たる事業だと思うんです。そこにおいて一人体制、ましてやシルバーに委託しているということを考えたときに、果たしてその対応の仕方がいいのかという疑問符はあるのですが、当然、人数、体制を増やすことによって、人件費もかさむこともありますし、当然、水道料金への反映がされると思うんですが、今後の対応として、このままの体制を維持していくのかどうなのか、また、変えていく方法もあるのかというのを一つお聞かせいただきたいと思いますと思うんですけれども。

○委員長（出合孝司君）　沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）　ただいま、今後の浄水場の将来的な維持管理体制についてということ御質問をいただきました。

東山浄水場は、昭和28年に開設をしてございます。この間、安全・安心な水道水を供給するといった非常に大きな役割を努めてきたわけであります。

また、今、担当課長からも答弁申し上げましたとおり、10年ほど前から民間企業、そして、シルバー人材センターさんに御協力を、業務の一部について協力をもらいながら運営をしているところであります。

そして、このような施設でありますけれども、管理形態としましては、直営での方法、それから全部を委託する方法、また、指定管理といった方法もございまして。ちょうど平成15年に指定管理の制度が創設をされました。そうした中であっては、公共施設、民間の弾力的な手法によって維持管理をしてもらうということで、今、本市でも18の施設を指定管理をしていただいているところであります。そうした中であって、水道事業については、その水質の管理に係る責任、そしてまた、民間が運営するとした場合、さまざまな資格要件が必要となるといった、当時、その業務の特殊性から受け手となる企業も非常に少なく、水道事業に関しては、指定管理といったものが余りなじまないといった状況で推移をしてきてございます。ですから、本市にあっても、一部の業務については民間に応援をしてもらいながら、直営を堅持をしてきているといった状態にあります。

しかしながら、ここ最近、道内でも5つの自治体が指定管理に踏み切ってきた経過がございます。こうした中で、東山浄水場は、市外地区はもちろんでありますけれども、多寄、温根別地域にも東山浄水場から供給をさせてもらっている。そしてまた、上士別、朝日の浄水場についても、遠方監視システムによって監視をしながら、遠隔操作もしているといった、先ほど委員おっしゃいました、市民のライフラインに欠くことのできない極めて重要な施設と認識をしております。

こうしたことを十分踏まえて、指定管理による運営を始めた自治体の実態について、不都合が生じていないのかどうなのか、こうしたことを十分調査研究を進めて、今後の管理運営のあり方について慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。また、調査研究が一定程度進んだ時点で、議会にも御報告、御相談を申し上げながら、今後の施設管理のあり方について方向性を見出してみたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（出合孝司君）　喜多委員。

○委員（喜多武彦君）　ありがとうございました。

私も実は、ほかの道内の行政のお話をいろいろなところから聞いている中で、やはり士別においても、部長がおっしゃったとおり、いま一度再考する時期が来ているのではないかなというふうに思っています。それはやはり早々に再考しながら、当然、5つの行政へ行って、今の状況を鑑みながら、慎重に調査研究をしていただいて、早々に本当に再考しながら、議会に出

していただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長（出合孝司君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、続いて、水道事業会計の水道事業損益計算書についてお伺いします。

まず初めに、平成26年度から地方公営企業会計制度の改正がありました。まず、それを改めてお聞きしたいと思います。

その中で、具体的には、水道事業損益計算書で、当年度純損失ということで1億668万9,000円、また、前年度繰越欠損金ということで1億1,722万円、合計すると2億3,390万9,000円になるんですよ。こういう大きな損失金が発生しております。そこで、その他未処分利益剰余金ということで、変動額ということで3億3,133万1,000円を計上して、当年度未処分利益剰余金として1億7,421万円となっておりますが、この変動額を足してこの剰余金を出したということになっております。私、ちょっと損益計算書を見ても、なかなか理解しがたいのですけれども、やはりこの変動額がどのような形で出てきているのか、また、どういう方式、計算式で出ているのか、また、どこから支出されているのか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思えます。

○委員長（出合孝司君） 村田上下水道課主査。

○上下水道課主査（村田雄大君） 私のほうから地方公営企業の制度改正についてお答えいたします。

今回の制度改正は、昭和41年以来大幅な改正でありまして、公営企業会計独自の制度を、民間企業が適用している会計制度により近いものに変更して、経営判断に必要な損益の認識、資産や負債の把握を正確に行うことで、経費の負担区分を明確にするために導入されたものであります。

改正内容は、借入資本金、引当金など、11項目にわたり基準の見直しが行なわれました。ここで、主な3つの項目につきまして御説明申し上げます。

1つ目に、借入資本金の表示区分の変更であります。これは借入資本金として計上していた企業債を負債として区分することとなり、これにより、地方公営企業の経費について、どの部分が水道料金で賄われ、どの部分が一般会計繰入金で負担されるのかが明確となりました。また、民間企業会計、地方独立行政法人会計、新地方公会計と同様の取り扱いとなったことから、団体間の比較についても明確となりました。

2つ目に、固定資産の減価償却制度の変更であります。固定資産は一般的に減価償却をしていきますが、これまでは補助事業などで取得した資産のうち、補助金、もしくは他会計繰入金を除いた分だけを償却しておりましたが、制度改正により、補助金などを含め全部を償却することとなりました。これにより償却分経費が増加することとなりましたが、実際の資産価値が明確となったことに加え、資産を取得するために受け入れた補助金などを繰り延べ収益に計

上し、対応する償却資産の減価償却に合わせて収益化することで、毎年度の減価償却費が、どれだけの補助金などで賄われているかが明確となりました。

3つ目に、要件を満たした引当金計上義務づけであります。これは、賞与や法定福利費などで、正確な期間損益計算を明示するに当たり、発生主義に基づき、当年度の属する費用を計上し、将来の支出に備えるため、引当金残額を負債に計上することとなりました。

以上が主な制度改正の内容であります。

○委員長（出合孝司君） 藪中課長。

○上下水道課長（藪中晃宏君） 私から、その他未処分利益剰余金変動額についてお答えいたします。

その他未処分利益剰余金変動額は、今申し上げましたとおり、企業会計の制度改正に伴う減価償却制度の変更により、収益済みの戻し入れ額を一括計上したものでございます。このその他未処分利益剰余金変動額は、統合をいたしました旧簡易水道地区におきまして、企業債で取得をした固定資産については、これまでも減価償却を行ってまいりましたが、当該企業債の現金償還金に対する一般会計繰入金につきましても、制度改正により減価償却相当額を収益化することとなりましたので、旧簡易水道事業の統合から、平成25年度までの累計額3億3,133万1,027円を、平成26年度の決算に限りまして記載をされているものでございます。

ただ、一般会計繰入金につきましては、旧簡易水道地区における企業債元金償還金の財源として既に支出をしているものでありまして、その他未処分利益剰余金変動額により増加する利益分につきましては、現金収入を伴わず、利用者の皆様に水を安定してお届けするために、必要な施設更新などの事業の財源として活用することはできないということとなっております。

平成26年度分につきましては、収益的収支の営業外収益、長期前受金戻し入れに一般会計繰入金として、法17条の3補助金という項目に計上されておりまして、今後も毎年この項目に計上されるものでございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に大変詳しい説明でわかりませんが、要するにあれですよ、何年度前の長期前受金というか、そういうやつをより戻して、そして、一般会計と足した金額ですよ、簡単に言うと。余計わからない、そうですか、わかりました。

そういうことですが、損益計算書の中で、もう少しわかりやすくできないのかなと思うんですけど、ただ、この繰入金という形で一括提示しているんですよ、そういう形で本当にいいのか、本当に分別ごとに繰入金はこういう形で来ているよ、一般会計と、前のより戻し金と、そういう形で決算書の中では出てくるのが当然かなと思うんですよ、ちょっとそれをひとつ。

○委員長（出合孝司君） 藪中課長。

○上下水道課長（藪中晃宏君） 企業会計のルールというか、仕組みといたしまして、こういった

難しい言葉ですとか、配列が決まっております、これを変えるということにはなりませんけれども、解説ですとか、決算書の中でできるだけわかりやすくということで、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） そういう面でいったら、ちょっとお考えいただきたいと思います。

今、御説明あった、この変動額の対応がなければ、実際には多額の損失が出るということですが、平成24年度の決算のときでしたか、ちょうど2年前の決算審査特別委員会で、井上委員が水道会計の中で、平成22年度から出している欠損金のことの不良債務のことに對して答弁がありました。その説明ではこうなっております。平成31年度以降から多額の不良債務が発生することも予想されます。今後、水道事業が健全経営を維持できる適正な水道料金のあり方と、料金改正時期、改定率については、十分慎重に検討、審議したいと考えたいと、こう述べておりますが、あれから2年たっているのですけれども、いろいろと検討、審議なさったと思いますので、その後のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私からお答えをいたします。

一昨年、平成25年の決算審査特別委員会において、今、村上委員からお話がありました、井上委員からの御質問に対して、予算ベースでの収支計画で、平成31年には1億1,530万円の不良債務が発生する見込みという答弁を申し上げております。

水道事業会計の経営状況というのは、市民の皆さんにとって最も身近な公共料金でありますから、私ども毎年決算が出て以降、四半期ごとに経営分析を慎重に行ってきております。ですから、この答弁を申し上げた以降もこれを繰り返しているわけではありますが、分析をする中で、平成25年、26年、この2年間ではありますが、この2年間の経営は、若干ではありますが上向ってきている、好転をしているといった状況にあります。

そこで、今後の見通しを、わかりづらくなると失礼でありますので先に申し上げますが、平成31年度までは、何とか現金預金1億円を確保できるというふうに判断をしております。また、不良債務の発生につきましても、平成32年度までは何とか発生しなくやっていくことができるという判断をしております。

この好転した要因と、一昨年の決算審査で答弁申し上げているときからの好転の要因の1つには、私ども予算を立てるときには、歳出については当然、厳しい目線で一生懸命節減をしてという歳出を予算計上するわけですけれども、歳入にあっても、やはり人口減少や少子高齢化が進展する中であって、ますます節水型の社会が進んでいくであろうという、そういった給水量の減少を見込んでの歳入の見込みをつくっております。しかしながら、この2年間、私どもが想定したよりも、確かに水道使用のトン数は減っていますけれども、緩やかであったということで、1,200万程度、見込んでいたよりも水道使用料金が上がっております。

また、現在も進めております緊急時の給水拠点整備事業ということで、耐震管渠への布設がえをしております。これは温西地区、それと中央市街地区、進めていますが、これは年間ベースで、事業費ベースで1億1,000万の事業を進めております。これが、この一昨年時点では非常に、管路の布設がえですから補助採択は難しいということ国から言われておりました。しかしながら、東日本大震災の影響もありまして、市町村が実施をしていく管渠の更新を、普通管渠から耐震管渠にかえていくことは、これは絶対必要であろうと、そういった判断から国庫補助事業が認められました。ですから、事業費の3分の1が補助金として入ってきた、そういった好転した要因もありました。

また、本市水道事業は天塩川から取水をしておりますが、ここ最近、何回か局地的豪雨で非常に濁った水のときもあったのでありますが、それ以外のときは非常に水質がよくて、高く、薬品費も2年間で1,600万ぐらい抑制できたといったことがありました。

また、これらに加えて、平成22年から、やはり水道事業を低廉にしていくためには、浄水場の電気料金、それと不明水、結局は無効収入といいますか、漏水調査、これが必要であろうということで、平成22年から漏水調査を実施をしてみました。この効果が最近になって顕著にあらわれまして、年間4万トンほど漏水が減ってきたということと、昨年浄水場の高圧電気料金の契約方式を見直したことで、ここでも好転してきた要因がございます。

そして、こうした状況を踏まえて、水道料金の改定に対する考えについても御質問されますので、お答えをしますけれども、このように好転してきた状況を踏まえて、適正な水道料金のあり方ということで、水道料金の算定には総括原価方式という方式で算定をしますけれども、簡単に申し上げますと、天塩川から取水をして、きれいな水にして、安全な水にして、水道水として供給するために必要な経費を水道料金として算定をさせてもらうといった、この方式でございます。こうした検討を進めてきた結果、当面の間、現行料金を据え置くといった方針としまして、過日開催をしました水道委員会にも御報告を申し上げ、御承認を得たところであります。

水道事業をお預かりする立場としましては、今後もこうした徹底したコストの縮減をしながら、企業努力を重ねて、低廉な水道料金を堅持してまいりたいというふうな、この2年間のその経過をもとに検討した今の方向性でございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に今言ったように、31年、32年までは大丈夫だということで御答弁いただきましたけれども、やはり実際には22年から25年は欠損ということで出ているのですよね、それが今回改正がありまして、このような法改正の中で剰余金が出ておりますけれども、今後、やはりいろいろな中で不良債務の圧縮というか、やはり企業努力も含めてやっていかなければ、31年、32年まで、やはり少しでも圧縮していかないと今後余計大変になりますので、その分、努力をお願いしたいと思います。

続きまして、水道会計の意見書の中なのですけれども、経営分析表では全体として厳しい数字に思われますが、中でも負債比率なんです。先ほども負債の話をしましたけれども、負債比率は100以下を理想とするということで、その中で25年度は156.7%、本当は100以下が理想なのですけれども、その中で平成26年は218%、そういうふうに増大しているのです。その中で、これもまた収益比率なのですけれども、これは100%以上比率の大きいほうがよいとされておりまして。総支出比率82.6%、営業収支比率65.2%、100%はちょっと遠いのですけれども、このように、負債比率、収益比率ということで、厳しい状態ですが、この要因も含めてお願いしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 藪中課長。

○上下水道課長（藪中晃宏君） お答えいたします。

負債比率につきましては、負債を自己資本で割り返したものでございますが、こちらは、先ほど申し上げましたように、制度改正によりまして、補助事業における補助金分についても減価償却をするということになりまして、同時に増加した減価償却相当額についても収益計上することとなりました。結果といたしまして、収益化した分、補助金が減少いたしましたので、分母である自己資金が減少し、負債比率が増加したことが要因でございます。

総収支比率は、総収益を総費用で割り返したものでございますが、これは若干ではあります。好転を見せてございます。要因といたしましては、先ほどの答弁で申し上げました、その他未処分利益剰余金変動額の中で触れさせていただきましたが、統合いたしました旧簡易水道地区の建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する一般会計繰入金についても、補助金同様の取り扱いとなりましたことから、平成26年度から新たに計上いたしました長期前受金戻し入れにより、若干ではあります。好転したものでございます。

次に、営業収益比率、これは営業収益を営業費用で割り返したものです。こちらは減価償却制度の変更により、補助金分についての増加する減価償却費は、営業費用へ計上する一方、増加する減価使用相当額である長期前受金戻入については、営業外収益に計上することとなりましたため、比率が悪化をしております。

いずれにおきましても、委員おっしゃるとおり、率が非常に悪いという状況でございますので、今後といたしましても、日々経営努力をしながら、数字が好転に向かうよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、別の質問に移りたいと思います。

続いて、企業債について伺います。これは東山浄水場改良事業に伴うことによると思っておりますが、昨年度と比べると、この企業債の未償還残高が4.1%増えているんです。その中で、この企業債の未償還残高44億7,219万8,000円、こういったこの返していく今後のピークの推移に

ついてお聞かせください。

○委員長（出合孝司君） 藪中課長。

○上下水道課長（藪中晃宏君） 企業債の残高のピークは、今、委員おっしゃいましたとおり、東山浄水場の大規模改修工事に係る償還が平成30年度から始まります。その1年前、平成29年度が現段階ではピークと見込んでおりました、46億6,800万円余りをピークと見込んでございます。今後、大規模工事がなければ、平成29年度がピークとなりまして、その後は緩やかに減っていく予定でございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 続けて行きたいと思います。

営業費の中の温西地区管理費、士別地区管理費、朝日地区管理費と、それぞれ前年度より増加しておりますが、主な要因。

また、続けてお願いしたいのですけれども、温西地区整備事業について伺います。先ほど部長のほうからも、西士別、温根別地区に向かって配管工事があるということなのですけれども、そういった今後の事業内容の説明も、続けてお願いしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 藪中課長。

○上下水道課長（藪中晃宏君） 私から、営業費用の温西、士別、朝日それぞれの管理費の増加分についてお答えいたします。

まず、温西地区の管理費でございますが、647万円余り平成25年度より増加してございます。これは、温西地区で行われております緊急時給水拠点確保事業を実施するに当たりまして、新たに工事監督員分として人件費を計上いたしまして、その増額が主な要因でございます。

士別地区の管理費では、約590万円の増となっておりますが、これは温西ポンプ場のポンプの修理費、それから水道メーター、量水器の取りかえ工事ですが、これの増加分、それから、業務内容が変更になったということで、人件費が変わったということで、その増加分、合わせて590万円余りの増額となっております。

次に、朝日地区の管理費では、約520万円の増加となっております。これは水道メーターの取りかえということで、8年に一度の水道メーター交換が、平成26年度は前年度より非常に多かったということで費用が増えてございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 上総上下水道課主査。

○上下水道課主査（上総 智君） 私のほうから、温西地区整備事業について御説明申し上げます。

温西地区整備事業は、厚生労働省所管の交付金事業であり、緊急工事を実施しております。事業概要については、士別市地域防災計画において、小学校、中学校及びトヨタ自動車株式会社社試験場が収容避難所となっていることから、災害における収容避難所への安定した給水を確保するため、耐震性のある水道管を布設するものであります。また、現在布設されている水道

管は、1983年に布設されているため、老朽化が進んでいることから、今後の温西地区への基幹管路として使用することとしています。事業計画については、総事業費約4億1,700万円、施工延長11キロメートルの予定で、平成25年度から平成35年度までの11カ年度で実施する予定です。

以上です。

○委員長（出合孝司君） ほかに御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 私は、病院事業会計についてお伺いをいたします。

今、市立病院は、経営改革プランに基づいて経営改善に取り組まれているところでありますけれども、全体的な経営に関しては最後に井上議員から経営状況についてということで、質疑がありますので、私のほうからは、通告の要旨のとおり市立病院の未収金と不納欠損金に限って質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

市立病院の経営の改善、これは大きな市の懸案事項でもありますけれども、この病院事業会計における医業収入のうちの患者の一部負担の入金状況について、まず最初、お伺いをしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 池田市立病院事務局医事課長。

○市立病院事務局医事課長（池田 亨君） お答えします。

患者さんが窓口で支払う自己負担額、この内訳です。平成26年度の現年度でいきますと、調定額2億2,504万9,717円、収入済額が2億1,620万1,371円でありまして、収納率は96.07%であります。それによりまして、収入未済は884万8,346円となっております。ただし、この額については、3月末に入院されていた患者さん、この方の請求額が397万9,282円、こちらが計上されておりまして、これが実際には年度をまたがった4月に支払いされるということで、実質的には未収額は486万9,064円ということになっております。

また、過年度分については、調定額1,524万9,851円に対しまして、収入済額759万9,843円でありまして、更に、時効完成による簿外資産への移行でありますとか、不納欠損を差し引いて、683万9,760円が計上されております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今のお答えの中で、現年度分の未収金が約486万円という説明がありましたけれども、この486万円の内訳と、未収が発生する主な要因は何だというふうに捉えていらっしゃるでしょうか、お答え願ひします。

○委員長（出合孝司君） 池田課長。

○市立病院事務局医事課長（池田 亨君） お答えします。

内訳としては、入院で67件、273万3,038円、それから外来で1,114件、213万6,026円あります。延べの対象者としては481名おりますけれども、理由としては、一度に支払えない、あるいは少し待ってほしい、そういった希望による、生活との兼ね合いによりまして支払い困難とい

うことになるかと思えます。

医療への出費という部分でいけば、病気やけがは急に襲ってくるものでありますから、物を買うというようなことと違って、本人の予定とは変わりますから、その時点で支払額を用意できないことは多々ありますし、更に、家計中心の方が患者さんとなった場合については、その影響もまた大きいものと捉えております。

更に、保険診療のルールとしまして、医療機関は、患者さんに対して必要で適正、妥当な診療を行う必要があると、それについては、患者さんが支払う能力があるか、ないかではなく、必要なものを提供するわけですから、例えば、患者さんが今は支払えないということで、この検査はやめてほしいとか、この手術は次にということを行ったとされたとしても、その時点で必要なことを行うわけですから、収入未済が発生するという面でいけば、やむを得ないことでありますけれども、悩ましいところでございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 現年度486万、いろいろな、種々な理由でお支払いをいただいていないという部分もあることなのではございますけれども、一方で、この監査委員の出した意見書からいきますと、前年度からも少なくなっているとはいえ不納欠損額も生じています。この26年度は44万147円が計上されているのですけれども、この26年度で不納欠損額で処理をした主な理由というのはどういうことなのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 池田課長。

○市立病院事務局医事課長（池田 亨君） お答えします。

民法第170条の規定によります最終来院、あるいは最終納付から処理完結した、3年経過で時効完成したものうち、督促等で入金ができるものは簿外資産として2年間更に回収し続けます。しかしながら、患者さん本人がお亡くなりになった、あるいは相続人が不明で請求する先が不明な場合、こういったものについては債権放棄して不納欠損としております。これが平成26年度でいけば、対象者は7名で44万147円ということで、前年度からは減ってはいるわけなのですけれども、この年度ごとの増減については、こういった理由で未収金の増減とは必ずしも直結して動くものではないと考えています。

ですから、当院の取り扱いの中で、入院患者さんにおいては、入院のときに誓約申し込みをいただきます。その中で、連帯保証人ということで記載をお願いしております。それによって、その後の交渉なり、接触なりが可能となるわけなのですけれども、例えば、外来で通っている患者さんが独居でお亡くなりになった、そういった場合などは、その相続人の関係についても把握できず、実際には処理できないということが多々ございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 現年度で不納欠損、7名の、本人がお亡くなりになったということで。

ただ、もちろん入院したときの状況であれば、保証人みたいのをつけているから回収もできるのでしょうけれども、亡くなったと、身内の方もいらっしやらないという中で、なかなかそれをお支払いいただくというのは厳しい、難しい条件もあるというふうには思いますけれども、特にこの市立病院の経営、大変厳しいという市民の目もありますし、最初に私がお話を聞いて、現年度では486万の未収金と、そして、単年度の欠損金が44万ということでありますけれども、この厳しい病院の経営状況だからこそ、しっかりこの部分も対応していかなければいけないというふうに思っています。

そういった意味では、病院の職員が、その家にお邪魔をして、集金をしているというふうにするんですけれども、もっとそれ以上に、今後、未収及び不納欠損を減少させる対策については、何か具体的なお考えはないのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 池田課長。

○市立病院事務局医事課長（池田 亨君） お答えします。

現状、今やっていることを改めて説明したいと思いますけれども、まずは、未納状態を発生させないということが先決でありますから、そのために、まず健康保険で受けられるサービス、そういったものの説明、それから周知をしております。それから、まとめて払えないという方も当然いらっしやいますので、分割での納付の相談にも応じておりますし、訪問徴収やそういったことも行っております。更に、多くの社会的要因や問題が絡む場合、これについては、家族も含めて、当院のワーカーも含めて、保険者との調整や、それから、福祉サービスの検証を行って、きめ細かい配慮をしていきたいと考えております。

しかし、どうしても私たちの力では及ばない未収が、解消できない部分については、今検討している段階ではありますけれども、近年、自治体病院の中で取り組みが聞こえております法律事務所、弁護士による医療費回収業務というのがございまして、成功報酬型のその業務を委任するというのを今検討をしている段階でございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 未収金も、3年を経過をすると欠損という形で落ちていくという部分のうちの、病院経営上、法律的にはそういう処理の仕方しかできないのですけれども、今お話のあったように、弁護士の先生方を通じて医療費の回収業務を委託するという部分では、確かにほかの自治体病院でもその例が出てきていますので、ぜひそういう方向性、それがいいかどうかは別ですけれども、ぜひ検討願いたいのと同時に、あわせて、幾ら自治体病院といえども、慈善事業所ではないので、しっかりそういう未収、収納対策にも取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（出合孝司君） ほかに発言はございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、私のほうからも病院事業会計について、御質問を何点かさせて

いただきたいと思います。

さっきの村上委員の、同じく企業会計の一つである水道会計でも、会計制度が変わったということで御説明がありました。病院のほうも、実態は25年度決算と26年度決算とそう変わらないとは思いますが、突然、会計制度の違いで負債が何倍にもなりまして、実に38.78億円、39億円弱という負債になってしまいました。資産が29億5,000万ですから債務超過という形になってしまったのですけれども、まず、先ほども説明ありましたけれども、かぶらない範囲で、わかりやすく制度改正の中身をお話しいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 岡田市立病院事務局総務課主幹。

○市立病院事務局総務課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

今回の地方公営企業会計制度の見直しにつきましては、企業会計基準が国際基準を踏まえて見直しをされている一方で、地方公営企業会計制度につきましては、昭和41年以来、大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも、会計制度の整合性を図って、公営企業の経営状況等をよりの確に把握し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化を目的に実施されました。

約半世紀ぶりの大きな改正となり、病院事業の予算、決算等の会計処理に広い範囲で変化を及ぼすこととなりましたが、決算におきましては、負債として新たに計上する項目が新設されたほか、資本から負債へ振りかえをする項目が出てまいりました。そのため、財務諸表上で負債が資本を上回る状態、債務超過としてあらわれることとなりました。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、会計制度が変わったのでこういう形になったといえればそれまでなのですけれども、逆に言えば、民間企業並みの決算をしたらこうなったということは、今までの隠れ負債が表面化してきたというふうにもとれるわけです。こういった状態は、これからも急速に解決できるということにはなかなか難しいのでしょうか、こういう状況が、債務超過状態ということの、この財政内容になってしまったということに対する何か直接的な悪影響等はないのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 岡田主幹。

○市立病院事務局総務課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

今回の制度改正で財務内容の影響といたしましては、真の損益構造が明らかとなるということが挙げられております。病院の収支につきましては、費用が収益を上回っていることによる収支不均衡はこれまでと変わりませんが、建設改良費及び医療機器など、これまで投資した費用の大きさがより明らかとなりました。今回の決算による財務諸表に大きな変化はありましたが、会計処理や表示の方法が変わったことによるものであり、経営実態が変わるものではありませんが、今後につきましては、経営改革プランを中心に、医療サービスに支障を来さない範囲での費用の見直し、施設整備の計画的かつ合理的な更新など、収益に見合った投資を考えて

いかなければならないのではと考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もしわかればいいですけども、ほかの自治体病院も同じように、今年、26年度の会計からこういう形の決算になったと思うんですけども、同様にどんと負債が増えて、債務超過か、それに近い状況になった自治体病院が結構、道内含めて、同じような傾向で続出しているのでしょうか、もしわかればいいですけども。

○委員長（出合孝司君） 岡田主幹。

○市立病院事務局総務課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

やはり自治体病院につきましては、一般会計等からの繰入金など、そういった補助金等による債務超過という部分で、負債が増加しているという病院は多いというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、次に移りますけれども、予算と決算の違いということなのですが、予算を立てるという意味で、まず、収入の部分で一番重要なのは、いわゆる業務の中で、入院患者数と外来の患者さんの数というのがどのくらい来るかということで、収益の部分で予算化するわけなのですが、これ実に同じ26年度の予算書では、入院が125人ということで予定しておりましたが、決算上は109人なんです。パーセントでいうと予算の87%となっております。外来のほうは、予算書でいいますと567人、決算でいいますと、12万3,881人を診療日数245で私、割ってみますと、505人なんです。そうすると、予算に対する89%しか来ていないということで、非常に予算と決算の乖離が余りにもあり過ぎるのではないかなというところが1点と、当然、これは予算を多目に組んだというところもあるのかもしれないですけども、基本的に、例えば整形の濱田医師が離任して、それらにかかわる外来に付随する入院が減った等々、いろいろな影響もあるかと思いますが、これらの乖離という部分をどのように分析をされていらっしゃるでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 加藤市立病院事務局次長。

○市立病院事務局次長（加藤浩美君） お答えいたします。

まず、予算と決算におけます患者数の乖離という部分でございます。委員御指摘のとおり、入院患者数に当たりましては12.8%、外来患者数については10.8%と、予算当初の計画に対して患者数が減っているという状況になります。

予算計上に当たっての考え方なのですが、やはり患者によりましては、診療内容が変わることによりまして、診療材料費等、かかる経費も変化してまいります。また、あるいは予期しない機械の修繕とか、そういったものも発生する関係上は、どうしても診療に係る費用は余裕を持っての計上となります。ですので、どうしてもその収支のバランスを医業収益であります入

院収益、外来収益で調整しているというのが現状でございます。また、患者数の積算に当たりましても、ある程度の期待数を持って計上しておりますので、その時点で予算と決算時の患者数に乖離が生じているというのが結果となっているところでございます。

また、これを含んだ形で、当初から収支不足を見込んだ赤字計上を避けるというような意味合いで、患者数にその経費分をのせてきたというのが26年度までの予算の組み方ということになっております。ただ、平成27年度におきましては、こうした部分を解消するために、前年度実績見込みに応じた患者数といたしまして、改革プランにおけます一般会計からの繰り入れ1億6,000万に加え、収支不足分をその医業外収益として5,000万計上しているという形で、ある程度見える形をとらせていただいております。

続きまして、整形外科医というところでの離任が外来入院患者数の減へ影響していないかという部分でございます。ちなみに、ここ5カ年の患者の動向でいきますと、平成22年度の入院患者数5万4,866人となっておりますが、平成26年度は3万9,794人と、27.5%の減と大きく少なくなっております。ただ、近年におきましては、対前年度比で申し上げますと、25年度は2.2%の逆に増、26年度は対前年でいきますと1.6%の減となっております。この要因として考えられますが、循環器内科の入院診療の再開ですとか、療養病棟の再開といったことが、入院患者の減に一定程度の歯どめをかけているというような状況になっているかというふうに理解しております。

また、外来患者数につきましては、毎年平均でいきますと、大体5%程度の減という状況が続いております。医師数におきましても、平成22年の4月には17名常勤医がおりましたが、平成26年度の4月でいきますと、12名ということで5名減になっている、パーセンテージでいくと29.4%の減となっております。

同じ診療科に複数の医師がいるわけですが、そういった医師によっても、更に専門とする分野が違っております。そういった部分で、例えば例でいきますと、脊柱管狭窄症での入院というのは、稼働でいきますと、平成25年度では29件で541日の入院患者数がありましたが、26年度ではそれがなくなっているというようなことがございます。こうした医師の異動に伴う患者の変動、常勤体制の状況によりまして状況が、入院患者数に影響を与えているということも確かにございます。また、逆に、体制変更のない診療科におきましても患者数が減っているという状況もございます。

また、外来につきましては、出張医による体制確保を図っている、あるいはデータ的には後期高齢者のデータにはなりますが、入院患者さんの中に占めます市立病院に入院されている患者の比率、これにつきましては、入院日数との動向でいきますと若干伸びているというような状況もありますので、地域におきまして、こういった後期高齢者以外の年代層、若い世代層での患者の減少が大きく影響しているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 詳しくありがとうございました。

それで、今のお話ですと、結局、今、新しい改革プランが今年度から始まっていますけれども、前の改革プランでは、大体一般会計からの繰り出しは当初9億円前後という形でずっと組んでいますから、当初から赤字計上の予算書はつくれないから、9億円の一般会計の繰り入れで逆算すると、これだけの入院と外来がないと予算が組めないということで、期待数というお話がありましたけれども、結局、当初から無理な予算書だったということだと思います。

それで、27年度からそれを変えた形の中で、また新しい改革プランが進んでいるという、これはちょっと後ほど聞きますけれども、その前に、この新改革制度からキャッシュフローがつくようになりました、今までついていなかったのですけれども、医療収益が27億弱という、この26年度で、それだけの病院なのですけれども、キャッシュフローをずっと見ますと、最終的に、これは間接法ですけれども、資金の期末残高が2,200万ほどという、非常に実に心もとない残高なのですけれども、ずっとこうなのでしょうけれども、資金繰りにとりあえずこういう状況で、今のところ、今後も含めて問題はないのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 岡田主幹。

○市立病院事務局総務課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

資金繰りについてですが、病院事業収益と一般会計からの繰り入れ、更には、市内金融機関よりの一時借入金によって資金繰りをしてしておりますが、6月、9月、12月、3月、これが支出の多くなる月であり、中でも企業債の償還が9月、そして3月、また、職員の手当支給となる6月と12月に一時的に資金が足りなくなるため、一時借入金によって資金繰りをしております。

そこで、年度末の資金繰りについてですが、例年3月下旬に、年度末分の一般会計からの繰り入れで一時借入金の元金の一部償還、また、企業債の償還など、年度内に支払いをしなければならぬ支出を処理した上で、更に、4月上旬に支払う賃金等の費用を見越しての期末残高となっていることから、平成26年度末時点の残高による資金繰りについては問題ないものと考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 問題ないと言っているのですけれども、何かぎりぎり自転操業に近く聞こえてきましたけれども。それで、先ほども触れましたけれども、今年度から新しい改革プランが始まりまして、ちょうど半期終わりました。現況、改革プランの新年度として、半期を過ぎて、どういう状況で進んできたというか、どういう状況なのか、御報告を願いたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 加藤次長。

○市立病院事務局次長（加藤浩美君） お答えいたします。

士別市立病院経営改革プランにつきましては、今年度、平成27年度を初年度といたしまして平成30年度までの計画となっております。その中で、今年度におきます主な取り組みという

ことで御紹介をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、療養病床の増床による長期入院患者の受け入れ態勢の拡充ということで、これまで30床が限度でありました2階東病棟から、現在改修をしております4階病棟へ最大58床、病床が確保できるということで、こちらの移動を予定しております。これが11月7日に移動を予定しているところでございます。

それから、他の急性期病院からの慢性期、それから回復期の患者の受け入れ態勢の強化につきましては、療養病棟につきまして、他の病院など、一般病床からの在宅復帰扱いとなる在宅復帰機能強化加算の施設基準を取得することができております。また、訪問診療体制、あるいは透析入院の拡大を図っているところでございます。

また、健診業務につきましては、人間ドックの枠の拡大ということで、これまで午前中のみ人間ドックの実施だけでしたが、今年度からは金曜日午後からのドックというのを実施して、その枠の拡大を図っているところでございます。

また、未収金対策につきましては、先ほど松ヶ平委員のほうにもお答えいたしました。徴収業務の弁護士への委任について検討しているという状況になっております。

また、名寄市立総合病院との連携強化に当たりましては、両病院の地域医療室、こちらの地域医療室間におけます定期的な情報交換ということで、患者の状況ですとか、あるいは定員とか、そういったものを定期的に情報交換している状況になっております。

また、脳血管疾患が疑われる患者、更には、休日における整形外科患者の名寄市立総合病院への直接搬送についても、両病院間において協議して実施しているところでございます。

こういったプランの実施事項について、前倒しをしながら実施しているところでございますが、患者数の動向で申し上げますと、プラン上、本年度の予算上ということになりますが、入院患者につきましては、一般病棟で1日平均100名、療養病棟では1日平均25名、外来患者については1日平均510名ということで計上しているところでございます。27年度の上半期の状況でいきますと、入院患者数が、プランの100名に対しまして72.9名ということで、一般病棟の患者数が減っている状況になっております。療養病棟の入院患者につきましては、25人ということでしたが29.1人が現状となっております。外来患者につきましては、510人に対しまして495.1人ということで、こういった状況になっておりますので、収益の面からいきますと非常に厳しい状況にあるという状況になってございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、非常に厳しいということですが、初年度ですけれども、これプラン、一般会計からの繰り出し見込みということでのっております。27年度は一般会計繰り出し基準分として7億8,500万、そして、特別繰り入れが1億6,000万、合わせて9億4,500万となっています。28年度は、特別繰り入れを半分にした8,000万で8億6,200万、29年度には、特別繰り入れを解消し、基準分だけの7億1,800万にするというこの改革プランなのですけれ

ども、今の半年過ぎた状況で、27年度末に、この繰り出し内で本当にやっていけるのか、また、年度末に足りないということで補正を出さざるを得ないということも含めて、その辺の、まだ半期ありますので、確定した数字は出ないのはわかりますけれども、おおよそこの27年度末の、まずはプランどおりにいけるのか、いけないのか、いけないとすれば、一定程度の補正なり何なり、もしくは病院会計に不良債務として置いておくのかを含めて、その辺の動向、お考えはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） ただいまの御質問ですけれども、改革プランのときに見込んだ患者数、一般病棟100名、療養25名というのは、先ほどの予算の中でこれまで多く見積もっていたという部分も踏まえまして、当時、改革プラン作成の時点では、去年の1月から3月ぐらいまでは、一般病棟には大体100人の患者さんがいました。そして、療養のほうは、当時計画立てた25名よりも上回って30名ということにはなっているのですけれども、その後、4月、5月に急激に一般病棟の患者さんが減っているという現状です。

仮に、一般病棟のほうの患者さん、10名入院患者さんが減ると、収益で約1億5,000万ぐらい減少になります。当然、費用のほうも落ちる部分もありますけれども、収益だけで1億5,000万と、それで、このままの状況が続くとすると、当然年間ベースでいくと、当初の計画よりは、収益のほうでは3億ぐらい落ちるのかなと、ただ、一方、費用のほうは思ったより落ちている部分もありますので、トータル的にどれだけになるかと、これからの費用の落ち方、あるいは患者の入り方にもよりますけれども、半期過ぎてこの状況ですので、今後、例えばプランどおりの100名の一般病棟の入院患者を見込めたとしてもかなり厳しい状況にあると。また、この11月から療養のほうを30床から50床に増やすという部分で、療養のほうは一定の患者の増加は見込めると、そちらのほうでどこまでカバーできるかということで、今、具体的な数字は申し上げられませんが、その額によって、やはり改革プランを立てている以上は、ある程度の部分はやっぱり病院として、翌年度、例えば解消できる範囲であれば、それをもとにまた2年、3年かけて解消していくのか、それとも、医業収益の20%を超えるようになりますと、不良債権の企業ということになって、国からの指定を受けるといったような状況もありますので、その状況を見極めて、また最終的に一般会計のほうとも相談していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これ始まったばかりの新しい改革プランなんですが、もう既に見直しが必要なのかなと思います。市全体のことですけれども、合併10年を過ぎて、いわゆる合併特例加算といいますか、算定がえ、約40億、10年間ということで、年間平均4億、今年まで交付税措置がされていきましたけれども、これは来年からどんどん縮減されていく、今年は国勢調査が行われて、この人口減の影響も当然、これから交付税措置の問題が出てくると思います。環境セ

ンターですとか、庁舎の問題、大型事業も続きます。

今言ったように、新たな、これから年度末ごとに、今までのように一般会計から3月末に病院会計にいつまでも補填ができるかという問題もあります。病院に不良債務をどんどんためていきますと、さっき三好事務局長が言われたような問題も出てきます。医師も、看護師、病院職員も日々努力をいただいているわけですが、もうこういった日々の運営や経営の努力の改善で、いきなりがらっと改善するというのが、もうかなり極めて厳しいときに来ているのではないかなと私は思います。高齢化率の高い士別市でも、この市立病院はなくてはならない、もちろんその大前提の上でのお話ですが、もうそろそろ抜本的な経営体系の見直しというか、相当に思い切った方向性を決断をしないと、非常に厳しい厳しいと言っているだけでは済まない時期が、そう遠くない目の前に私は来ていると思います。その辺に対する思い切った改革というか、もちろんこの始まったばかりの病院改革プランの見直しも含めて、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 三好事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） 根本的なプランというか、病院のあり方の見直しという点ですけれども、当然、経営を改善するために患者を確保したいと、あるいは自治体病院の本来の使命であります、どこの地域に住んでいても、住民が等しく同じ医療を受けて、住民の命と健康を守っていくという、そういう役割を持っている自治体病院、それを守っていくにしても、まずは医師の確保というのが大前提になります。

そこで、今の医療制度の現状をお話させていただきますと、平成16年度の臨床研修制度、それが始まる前までは、大体、医学部を卒業しますと、75%のお医者さんが大学医局に残っていて、そこから地方に派遣を受けていたと。それが臨床研修制度が始まりまして、今は75%のお医者さんが民間の都会の病院に行き、残り25%しか大学にいないということで、こういう地方のほうにはお医者さんを派遣できないという状況が続いております。

更に、今後、新たな医師の専門医制度というのが今考えられておりまして、その専門医制度が始まりまして、専門医の資格をとるためには、大学、あるいは大きなセンター病院、そういったところでないとならば専門医の資格がとれないというような状況が想定されます。そうなりますと、こういった士別のような自治体病院で、単独で常勤を抱えて、いろいろな診療科を持った病院を運営していくというのが非常に困難な時代なのかなと、あるいは夜間の救急態勢を持つといったのも厳しい時代が来るというふうに考えています。これは、決して士別だけではなくて、士別と大体同規模の病院にあつては、同じような方向性になっていくというふうに考えております。

そういった状況から、国のほうも医療資源、いわゆるお医者さんですけれども、そういったお医者さんを集約化して、各病院、機能を分化していくと。そういったことで、今、国のほうは地域医療構想を進めているわけですが、今、上川北部のほうでも、これは理事者、民間病院の院長等も含めて既に会議が持たれておりまして、28年の1月ぐらいには、まずは上川

北部圏域の病床数なり、病院の機能をどうするかという数字が出されます。その後、その数字に基づいて、各病院が、例えば士別なら士別の病院がどういった立ち位置でいくのか、あるいは名寄の病院がどういうふうになっていくのかといった部分を、病院間で協議をなさいたいというようなことが求められています。

当然、それまでの間、毎年十何億という繰り入れというわけにはいきませんので、当然できる経営改革に努めるのはもちろんなのですが、今後、その国の動向、あるいは病院間の協議を含めて、先ほど井上委員がおっしゃられたように、うちの病院はどういった分野を持って、そして、近隣の病院はどういう機能を持って、どういうふうに役割を分担をしていくのかというのを明確にした上で、また再度、新たなプランといいますか、病院の経営方針を定めて、収支計画なり何なりを根本的に見直すといったことが必要になってくるのかなど。今まで5年間の計画ということをやっておりましたが、今後はやっぱり5年後、10年後先を見据えた病院づくりを踏まえた計画を、各自治体病院を持っているところが全て検討していくというようなことになろうかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 長寿日本一を目指している士別市ですから、市民の健康維持のためには病院はなくてはならないというのは、もちろんもうそのとおりだと思います。ただし、一定程度のそういう意味では、自治体病院としては一般会計から繰り出しをしていくというのも必要なことだと思いますが、ただそれが、非常に今現状のような流れがずっと今後続くとか、ますますそれが増えていくようなことになってしまっていて、仮に、市民の他の福祉サービスですとか、市民サービスが縮小や廃止になってしまうというようなことには、なってしまったらこれはまた大変なことになりますので、国の動向もちょっとまだつかめないところもありますが、ぜひ今の延長で、先ほど言ったように、5年、6年と一生懸命頑張って改革をしていただいているのはわかるのですが、そういう流れの中ではもうちょっと、正直言って私は無理だと思いますので、ぜひ思い切った改革案を含めて見直しをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（出合孝司君） ここで暫時休憩いたします。

(午後 3時26分休憩)

(午後 4時00分再開)

○委員長（出合孝司君） 休憩前に引き続き審査を続行いたします。

平成26年度決算全般について御発言ございませんか。国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 一般会計の民生費で、へき地保育所管理運営委託事業について、昨日、村上委員が取り上げておられましたが、それを受けて、私のほうからもこのことについて若干質

聞きたいと思います。

休憩中に、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略が配られて、士別は、要は人口が2万をもう切ろうとしていますけれども、定住人口は減っても、交流人口を増やせばまちは活性化するんだということが前から言われていますし、この総合戦略にも書かれています。この話というのは実は応用がきく話で、へき地保育所、きのう村上委員のほうでも、園児が2～3人になっても維持していけるようにいろいろ工夫しようじゃないかというお話があって、こども・子育て応援室のほうでもそのように頑張りますというお話がありました。私も、きのう壇上にいたのですけれども、議長席からそうだなと思って聞いていたのですよ。やっぱり園児が減っても、交流すると、そういうことでもってへき地保育所の存在意義を高めていけるのではないかとこのように思いました。

今、町なかの保育園と農村部のへき地保育所との間で、幾つか交流というか、そういった事業を持っていると思うのですけれども、昨年度、今年度、そういう事業をやっていたということについてちょっとお聞きしますので、お答えください。

○委員長（出合孝司君） 藪中こども・子育て応援室参事。

○こども・子育て応援室参事（藪中洋行君） 私のほうから、へき地保育園と認可保育園等の交流の現状についてお答えいたします。

平成24年度から、認可保育園では冬期間の子供たちの運動不足を解消するため、体操教室を開催しております。この際、へき地保育園や認可外保育園、幼稚園など、個別で体操教室を開催していない保育園に対しまして御案内をいたしまして、予定等を調整しながら、それぞれ子供たちが交流して体操教室を行ってきております。また、この御縁から、平成27年2月に開催しました認可保育園で行っております雪中運動会にも、あいの実保育園では多寄保育園を、北星保育園では温根別保育園や武徳保育園の子供たちを御招待して、利用の際には市のバスを使っていたなどして、負担のかからないような形で交流を図っております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 雪中運動会も、前、この場でも申し上げたことがあるのですけれども、いろんな園の対抗戦にしたら非常に盛り上がって、私のいるこぶたの家保育園でも、以前あけぼの保育園がなくなるときに雪中運動会をやって、市長のお孫さんもいらして、非常に盛り上がって楽しんだことがあります。

それで、今、体操教室のお話をされていましたが、先週も実は体操教室があって、あさひ保育園がこぶたの家保育園に來たり、武徳保育園もこぶたの家に來たのですけれども、そのときにやっぱり園児同士でいろいろ話していて、ふだんどんなところに散歩に行くんだと、あさひの子がわんぱくというところがあるんだよと言うんですよ。そうしたら、こぶたの家の子が、そこはわんわんがいるのかいと言うのですけれども、そうじゃないんだという話で、行ってみたいというふうに言うんですよ。私のいる保育園では、よく話題になる中多寄線のバ

スに乗って、日向温泉でおりて、向かいのキャンプ場で自然観察をして、バンガローでお昼寝をして、日向温泉に入って、またバスで帰るというのを今年から始めたのですけれども、例えば、そこに多寄保育園の園児さんがいると、よく地元だから、こういうところにカエルがいるよとか知っている、例えば、そういうことがあると非常に交流にもなるし、へき地保育所の存在意義が高まると思うんですよ。

だから、これから今後に向けて、へき地保育所さんは確かに園児が減って大変ですけれども、でも、やっぱり農村部固有の遊ぶ場所だとか、市街地の子供が味わえないような自然体験ができる場所が多分あると思うんですよ、上土別に行けば、そういういろんな生き物と親しめる場所だとかあると思うので、ぜひへき地保育所の存在意義を高めるという意味で、これからそういったへき地保育所周辺に交流できる場所、体操教室だとか、雪中運動会では農村部の子が市街地に来ていますけれども、市街地の子が、春、夏、秋と農村部で遊べるような場所をぜひ用意する中で、へき地保育所の存在意義を高めていただきたいと思います、その点、コメントいただけたらと思います。

○委員長（出合孝司君） 佐々木こども・子育て応援室長。

○こども・子育て応援室長（佐々木幸美君） ただいま国忠委員のほうからのお話にもございましたが、農村部の自然環境を生かした子供たちの活動機会の拡大、これらは、やはり遊びを通じた教育という部分では必要な部分だと認識しておりますので、この後も、保育園、保育所、また、保護者の方たちとも御相談させていただきながら、今後、子供たちの相互交流という形で、この機会拡大も含めまして、この後、協議させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 教育部局では農業学習というようなことも始まっていますので、ぜひ市街地の子が、農業まではいかなくても、ちょっと収穫してみたりだとか、いろいろ農業のちょっとさわりも含めて何かやれるようなプログラムだとか、ぜひ市のほうでも組んでいただいて、もちろん保育に携わっている皆が協力できると思いますので、ぜひともよろしくお願いします。それを述べて質問を終わります。

○委員長（出合孝司君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御質疑がないようですので、以上で平成26年度各会計決算認定9案件の質疑を終了いたします。

それでは、これより採決に入ります。

初めに、認定第1号 平成26年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成26年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成26年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成26年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成26年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成26年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成26年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成26年度士別市水道事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成26年度士別市病院事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告については、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（出合孝司君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長（出合孝司君） 以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（午後 4時15分閉議）

○委員長（出合孝司君） （登壇） 委員長の退任に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

平成26年度決算を審査する決算審査特別委員会が9月18日から本日までのうち4日間行われました。委員会の皆様には真剣かつ熱心に審査に当たっていただき、また、理事者、関係部局の皆様には、審査の円滑な運営に御協力をいただきましたこと、心からお礼を申し上げたいと

思います。

私自身、委員長は初めての経験であり、大変不安でありましたけれども、国忠副委員長初め、皆さん方の御協力により、本委員会の全ての日程を終えることができました。

理事者の皆さん方には、本委員会での議論をしっかりと受けとめられ、今後の市政執行に生かしていただきたいと思います。

また、報道関係の皆様には、迅速かつ正確な報道に取り組んでいただきましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。

簡単でございますが、委員長の退任の御挨拶とさせていただきますと思います。

誠にありがとうございました。（拍手）（降壇）

以上、本委員会のでん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成27年10月30日

決算審査特別委員会

委員長 出合 孝 司

副委員長 国 忠 崇 史

署 名 委 員 谷 守

署 名 委 員 松ヶ平 哲 幸